

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

（ 3 月 3 日 ）
（ 第 5 号 ）

第 5 号
3 月 3 日

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 5 号

○令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

議事日程（第 5 号）

令和 7 年 3 月 3 日（月）午前 10 時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 45名

1	番	龍 神 啓 介
2	番	辻 内 裕 也
3	番	松 浦 慶 子
4	番	荊 原 広 樹
5	番	伊 藤 雅 慶
6	番	世 古 明
7	番	吉 田 紋 華
8	番	石 垣 智 矢
9	番	山 崎 博
10	番	野 村 保 夫
11	番	田 中 祐 治

12	番	芳	野	正	英
13	番	川	口		円
14	番	喜	田	健	児
15	番	中	瀬	信	之
17	番	中	瀬古	初	美
18	番	廣		耕	太郎
19	番	倉	本	崇	弘
20	番	山	内	道	明
21	番	野	口		正
22	番	谷	川	孝	栄
23	番	石	田	成	生
24	番	村	林		聡
25	番	小	林	正	人
26	番	田	中	智	也
27	番	藤	根	正	典
28	番	小	島	智	子
29	番	森	野	真	治
30	番	杉	本	熊	野
31	番	藤	田	宜	三
32	番	東			豊
33	番	長	田	隆	尚
34	番	今	井	智	広
35	番	服	部	富	男
36	番	津	田	健	児
37	番	中	嶋	年	規
38	番	青	木	謙	順
39	番	中	森	博	文
40	番	山	本	教	和

41	番	西 場	信 行
42	番	中 川	正 美
43	番	稲 垣	昭 義
44	番	日 沖	正 信
45	番	舟 橋	裕 幸
46	番	三 谷	哲 央
欠席議員	1 名		
16	番	平 畑	武

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記（事務局次長）	西 塔	裕 行
書 記（議事課長）	中 村	晃 康
書 記（議事課課長補佐兼班長）	橋 本	哲 也
書 記（議事課班長）	藤 堂	恵 生
書 記（議事課主幹兼係長）	大 西	功 夏

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和
防災対策部長	楠 田	泰 司
医療保健部長	松 浦	元 哉
子ども・福祉部長	枡 屋	典 子

環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	生 川 哲 也
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐 波 斉
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員長	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	大 西 毅 尚
人事委員会委員	北 岡 寛 之
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員長	中 西 正 洋

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告 1 件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第 1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。3 番 松浦慶子議員。

〔3 番 松浦慶子議員登壇・拍手〕

○3 番（松浦慶子） 皆様、おはようございます。

自由民主党会派、多気郡選挙区選出の松浦慶子です。どうぞよろしくお願い
いたします。

岩手県大船渡市の山林火災におきまして 6 日目となりました。被害に遭わ
れた方、全ての皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早く収まることをお祈り
申し上げます。今日は朝から雨ですが、この雨が恵みの雨となればいいなと
思いながら、今日はここに参りました。

さて、今回は私、2 度目の一般質問でございます。1 年半ぶりのこの場に
立たせていただいております。少し緊張しておりますが、頑張って発言いた
しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入らせていただく前に、私事で恐縮でございますが、少しお話しさ
せていただきます。本日は 3 月 3 日、暦の上では桃の節句、ひな祭りでごさ

います。くしくも31年前のこの日、私にとって初めての妊娠・出産予定日でした。朝から仕事に出かける準備をしておりましたところ、突然破水してしまい、そのまますぐに入院して陣痛を待つことになります。翌日の早朝、無事に長女を出産いたしました。その後、退院と同時に2か月の里帰りをし、5月のゴールデンウィークの後から職場復帰です。その当時は、神戸市の行政サービスに赤ちゃんホームといった公設民営の施設がたまたま職場の近くにありましたので、スムーズに仕事復帰できたという経緯がございます。

そして、その翌年、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で被災しました。ちょうど今年は30年という節目に当たります。家族3人で住んでいた自宅は、朝仕事に出かけて夜帰ってくるだけの場所でしたので、近所のコミュニティとは関わりが少なく、避難所がどこにあるのかすら疑問に思わず暮らしていたように思います。たまたま自宅の前が中学校でしたので、生後10か月の娘を連れて2人で避難したことを思い出します。

これらの経験を踏まえて、まず一つ目の質問に入らせていただきます。

厚生労働省では、毎年3月1日から8日までを女性の健康週間と位置づけられ、また3月8日は国際女性デー、今年は国連で制定されてから50周年という節目の年でもあるそうです。

また、私たち自由民主党女性局におきまして、女性の健康支援に以前から取り組んでおります。毎年、知事へも要望を出させていただいておるところでございます。この活動が功を奏したのでしょうか。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正案に女性特有の健康課題への配慮という文言が初めて明記されることになりました。

まず、女性特有の健康課題とはどのようなものでしょうか。女性の体はホルモンバランスの変化に伴って、ライフステージによる健康課題があります。最初の変化は月経です。いわゆる生理です。月経は妊娠するために必要な体の仕組みでありますが、人によっては生活に支障が出るほどの痛みやいらいら、抑鬱の症状が出ます。いわゆる生理というものとは病気ではないとか我慢すればよいなどと思われていて、放っていく人もまだまだ多いです、特に

若年層では、過度なダイエットなどで生理不順になる人も多く、またこれも放っておくことが多いようです。若い女性が婦人科を受診することは、かなりハードルが高いのでしょうか。

近年では、このような月経困難症の裏には、子宮内膜症などの病気が潜んでいたり、将来、不妊や発がんリスクの可能性が指摘されています。生理痛や生理不順を当たり前と考えず、婦人科を受診することの大切さを小・中学生の頃から知っておく必要があります。

また、婦人科で処方されるピルについての知識も大切です。ピルは避妊のためだけではなく、生理痛などをコントロールするためには、低用量ピルや緊急的に避妊するための内服薬。アフターピルについての知識は、自分の体を守るためにとても重要なことです。これらの正しい知識はどこで学べるのでしょうか、また誰が教えてくれるのでしょうか。日本では、まだまだ県内でも、地域によっても、学校によっても温度差があり、これでよいのだろうかと懸念しているところがございます。

来年度予算に向け、思春期ライフプラン教育事業について、一部新しい事業の説明をいただきました。先日の質疑で吉田議員が質問もされました。ですので、ここでは質問いたしません、女性の体にとっても、また人生に影を落とすことにもなりかねない事案を未然に防ぐことができるとても重要なことですので、この新しい事業に私も大変期待をしておるところでございます。

次にやってくるライフステージは妊娠・出産です。妊産婦のほっとスポット構築モデル事業について質問いたします。

まず、（パネルを示す）この妊産婦のほっとスポット構築モデル事業の稼働率を示しております。折れ線グラフのほうですね。かなり伸びております。そして、（パネルを示す）利用者のアンケート、満足度の調査でございます。これもとてもよかったが93%と、どちらのデータからこの事業の必要性はとても高いと言えるのではないのでしょうか。

また、県のホームページを確認いたしますと、津市と四日市市の2か所で

あるようでございますけれども、どちらも今年の1月8日で予約枠が全て満室となったので、受付が中止されていました。

このように大変人気のある妊産婦のほっとスポットとはどのような事業なのでしょう。また、この事業の充実に向けて今後のお考えをお伺いいたします。

〔柗屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柗屋典子） それでは、妊産婦のほっとスポット構築モデル事業についてお答えいたします。

県では、出産や育児に対して不安を抱える方への支援を充実するために、令和5年11月に妊産婦のほっとスポット構築モデル事業を開始いたしました。

この事業では、県内2か所の母子生活支援施設において、妊産婦が休息できる場所の提供ですとか助産師等による育児の不安に対する相談支援、指導などを実施しております。

利用した方へのアンケートでは、先ほども御紹介いただきましたとおり、好評を得ておりまして、多くの方から出産後にこれほどゆっくり眠れたのは久しぶりで疲れが取れたといった声が寄せられております。

また、市町が実施する産後ケア事業のサービス内容等に差がある中で、支援を希望する方の選択肢が増えることにもつながっているものというふうに考えております。

一方で、今年度は昨年度よりもさらに多くの利用申込みがあったことに加えまして、1度に複数回の予約受付を可能としていたことから、12月末には、1年間の利用枠がほぼ埋まるような状況となってしまいました。

また、先ほども御紹介いただきましたとおり、現在の実施場所は津市と四日市市となっておりまして、県南部地域では実施ができておりません。

こうしたことから、令和7年度はより多くの希望者に本事業を利用いただけるよう、予約方法などの改善を図るとともに、県南部地域での実施に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） ありがとうございます。

今、部長の答弁もありましたように、大変人気のあるということで、各市町のほうにもサービスを広げていただくということで御答弁いただきました。

男女問わず一番重要なのは、第3次三重の健康づくり基本計画にも追加されました休養・睡眠でございます。出産後の赤ちゃんにも個人差はありますが、生後間もない乳児は二、三時間おきの授乳で、母親はほとんど睡眠を取ることができません。また、多胎児や年子などのあまり年が離れていない上の子がいる場合の育児は、疲労こんぱい、睡眠不足でホルモンバランスが崩れ、産後鬱や自殺、そして子どもへの虐待の可能性が高くなると言われています。また、いろんな事情で実の母親や身内に頼ることのできないお母さんたちは増えてきています。

なので、こういった行政サービスの必要性を考えていただき、今後も継続すべき事業と思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。今、御答弁の中にもありました産後ケア事業の拡充についてお伺いいたします。

この産後ケア事業は各市町の事業であり、レスパイト事業として取り組んでいただいております。また、この産後ケア事業には宿泊型やデイサービス型、アウトリーチ型の3種類があり、県内29市町で実施されていますが、実施形態はまちまちでございます。

例えば、令和5年度の産後ケア事業の実績を見ますと、亀山市がアウトリーチ型のみ、訪問するだけのサービスしかなく、母親のレスパイトケアではありません。また、名張市は宿泊型のみ実施されております。

子ども・子育て支援法の改正がなされ、こども家庭庁の産後ケア事業としても事業実績が右肩上がりであることから、令和7年度予算概算要求の中でも県が負担することも可能となり、実施主体である各市町の産後ケアサービスの均てん化、そして都道府県の広域的な調整について追記されたところでございます。あまりこれまで議論されてこなかった母親のレスパイトをサポートする仕組みが充実されていくことを期待いたします。

また、各市町への働きかけをお願いしたいところですが、今後、県としてどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

〔枡屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（枡屋典子） それでは、産後ケア事業についてお答えいたします。

産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行うこの産後ケア事業は、産後鬱や新生児への虐待を予防する観点からも、非常に重要であるというふうに考えております。

県内では、令和２年度から全ての市町において実施されており、利用数は年々増加しております。

一方で、産後ケア事業の実施方法は、先ほども御紹介いただきましたとおり、宿泊型、通所型、訪問型の３種類がございまして、市町によって提供されるサービス形態が異なるため、産婦が利用したいサービスが居住する地域では提供されていないといったこともございます。

また、市町によって自己負担額に差があることですか、受入施設が不足していること、里帰り出産後に居住地でない市町でサービスを利用する際の手続が煩雑であることなどの課題がございます。

こうした中で、令和６年６月の子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、国が定めるガイドラインの改定により、産後ケア事業における国、都道府県、市町の役割が明確化されました。

産後ケア事業の計画的な提供体制の整備に向け、県は令和７年度から実施主体である市町を広域的に支援する役割を担うことになります。

このため、県としましては、県内のどの地域においても希望する産後ケア事業のサービスが利用でき、切れ目のない支援が受けられるよう、不足している受入施設の確保ですとか市町の提供体制の充実につながるマニュアルの作成、それから研修の実施などに向けまして、市町や関係機関とも連携し検討を進めていきたいと考えております。

〔３番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） 広域な調整ということで、各市町に働きかけていただけるといって安心しているところでございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。三つ目は医療的ケア児の家族、特に母親が本当のレスパイト休養を取れる事業について質問いたします。

最初に、医療的ケア児だけではなく、重症心身障がい児や動ける医療的ケア児、そして知的障がいの中でもてんかん発作などで医療的な処置が必要な子どもも含めることを申し添えて質問させていただきます。

昨年の11月28日、中川正美議員が医療的ケア児と家族への支援について質問いただきました。そのときの部長の答弁では、まだ県内で十分にサービスが提供されているとは言えない、レスパイト事業の充実が喫緊の課題であると認識しているとのことでした。

このレスパイト事業は、産後ケア事業と同様に市町が実施主体でありますけれども、医療的ケア児在宅レスパイト事業について、県内の29市町への実施状況調査をされました結果についてですが、回答数が26市町、そしてもう既に実施済みが4市町、検討中・検討予定が2市町、現時点では実施予定なしというのが20市町がありました。とても残念な結果でした。

もう一つは、施設に預けてのレスパイトでございます。県内医療型の短期入所施設は、鈴鹿病院、三重病院、三重県済生会明和病院のなでしこでございます。先日、三重病院の小児科の先生にもお話を伺ってきました。医療的ケア児はか障がいを持って生まれてくる子どもは、医療の発達によって加速的に増えているとおっしゃってありました。また、そういった医療的ケア児などの皆さんを診ることのできる小児科医や看護師、またソーシャルワーカーなどの人的不足で、施設的环境整備が追いついていないとの現状があるとおっしゃってありました。また、短期入所を受けるために、空きベッドを確保しておかないといけなとか、その空床利用補償の問題や病院の経営的な問題がかみ合っていないといったことも課題であるとのことでした。

あとは、県が許可を出している26の民間事業所ですね。医療的ケア児の

ショートステイを行っている事業所はどこなのかということも把握されているのでしょうか。

また、南部地域には民間事業所も受入施設も少なく、地域偏在の課題があります。これらの現状を踏まえて、地域の中で医療的ケア児の利用できる施設が増えるとともに、在宅レスパイトに取り組む市町への働きかけについて県として今後どのように取り組まれるのかお考えをお伺いいたします。

〔柗屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柗屋典子） それでは、医療的ケア児とその家族に対する取組について御答弁させていただきます。

先ほども御紹介いただきましたように、医療的ケアを必要とする障がい児・者は、医療技術の進歩により増加しておりまして、現在、県内では、20歳未満で約300人の方が地域で生活をされています。

この医療的ケア児・者が地域生活を送る上で利用できる福祉サービスは、通所の児童発達支援や放課後等デイサービス、ショートステイなどがございます。

また、看護や介護を行う家族の負担軽減につなげる、市町が実施主体の在宅レスパイト事業もございますが、今言っていただきましたように、いずれのサービスも県内で十分に提供されているとは言えない状況となっております。

そのために、県では、医療的ケア児・者、その家族が安心して暮らしていただけるよう、身近な地域で利用できる施設の整備に優先的に補助を行っているところでございます。

あわせて、既存の施設に対しましても人工呼吸器などの医療機器の購入に係る補助を行い、受入体制の整備を進めております。

また、現在四つの市町で実施されている在宅レスパイト事業につきまして、まだ実施していない市町に対しまして事業の必要性ですとか先行自治体の取組状況を周知したり情報提供したりすることで、働きかけを行っているところでございます。

県としましては、今後の取組としましては医療的ケア児・者のよりよい生活、それから家族の負担軽減に向けまして、今後も施設整備に取り組んでいくとともに、医療機器購入に係る補助を拡充することで、さらなる受入体制の整備に取り組んでまいりたいと思っております。

加えまして、在宅レスパイト事業がより多くの市町で実施されるように、当事者や市町の意見も丁寧にお聞きしながら、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） 答弁いただきました。整備を進めていただきまして、今後充実をしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

この質問に当たって、三重県重症ケア家族会のSMILEという団体の方たちが単独でこの在宅レスパイトに関するアンケートを実施されたので、その結果をお伝えさせていただきたいと思います。回答数が82名ということでございます。

医療的ケア児事業がお住まいの市町に必要なだと思いますかという質問に対しては、93%が必要だとおっしゃっております。

また、この事業を利用したいですかと問われますと、もう100%の方が利用したいということです。既に利用されている方、4%を含んでいますので100%となりました。

こども家庭庁の令和7年度予算概算要求の中でも、こういった医療的ケア児の総合支援事業として一時的に預かる環境を整備したり、家族の負担軽減のレスパイト実現という言葉も追記されておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つは利用時間についてなんですが、この利用時間は三重県では年間48時間というふうに聞いております。これを月に換算してみますと、月にたったの4時間でございます。この時間が果たして妥当なのかも考えていただきたい。このことについても要望させていただきたいと思います。

この4時間は貴重な時間として、このSMILEの代表の方のお声を聞か

させていただきますと、本当に医療的ケア児の母親というのは、日本ではまだまだ母親がケアの全てを担って当たり前といった風潮が強く、健常児の育児でさえ、まだ母親がやって当たり前という空気感が残っているように感じると。母親自身の生活や人生って何だろうと、自分のことは二の次、三の次、こういったことで、その母親はもう自分が倒れるわけにはいかないというふうなお話をされていました。

また、最近でも医療的ケア児の事件が相次いでいることから、明日は我が身だといったせば詰まった気持ちを打ち明けていただきました。

特に地方ならではの小さなコミュニティの中での息苦しさや、女性にとって生きづらさのような感覚、性別役割分担、女性への当たり前感がまだまだ残っていることが女性のウエルビーイングを損ねるのではないかと危惧しております。女性のウエルビーイングのために、世代間を問わずオール三重でオープンに議論されることを私は願っております。

それでは、次の質問に入ります。ちょうどこのことを考えておりましたら、女性のウエルビーイング推進宣言ということで、桑名市が先月の2月3日にちょうどこれを宣言されたということが載っております。こういうことを御紹介いたしまして最後の質問に入ります。

次は知事にお伺いいたします。昨年12月に三重県主催のMCサポートセンター、みっくみえでの実施事業、フランス子ども家庭福祉研究者である安發明子さんの講演を拝聴してまいりました。その中で少し紹介させていただきますと、フランスの性教育は愛と性のある人生についての教育という名称を使われている。そして、それを13歳の全ての子どもたちが対象だということ、そして若者が相談できるユースセンターみたいなところに自ら足を運ぶ仕組みが充実している。そして、妊娠から自立する25歳までの各段階において経済支援制度が用意されている。この四つについて述べられておりました。

そして、衝撃的だったのは妊娠したということに対して、日本では母子手帳のような、おめでとうございますというような感じで渡されるんですけども、そういったものではなくて、妊娠したことによって生活が変化するだ

ろう、そういった手続の方法や養子縁組などの説明が相談先と一緒に書かれている冊子が渡されるということです。親になることは簡単ではないといった考えがあります。これが逆にどんな状況でも大丈夫なんですよというメッセージと私は受け止めました。もちろん、日本とフランスでは文化が違いますが、日本では女性が母という見えない重荷を背負い過ぎている傾向があるように感じています。それが母親を孤立させてしまうようになってはいないのかと危惧するところでございます。

ジェンダー先進国であるフランスに住んでおられた知事の御知見をお聞かせいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員に御指摘いただいたように、フランスと日本は全く国家の成り立ちが違いますので、一律に比較することは難しいというのが、わずか2年間ですが、フランスに住んだ私の全体的な感想であります。

フランスはリベルテ、エガリテ、フラテルンテ、自由、平等、博愛というのが国家の基礎にあって、あるいはその人々の考え方の基礎にあります。それは男性も女性も平等だという考え方でありまして、それを貫徹すべきだというのがもともとのフランス人の考え方。

ただ、社会全体を見えますとTVAと言われる付加価値税が20%に、今、もう超えているかもしれませんけれども、そういう国家です。だから、今、議員に御指摘いただいた女性もそうですし、それから医療的ケア児もそうですけれども、お金がかかりますね。その財源は付加価値税から払っているんじゃないかというふうに思います。一人ひとりの負担は重いんですけども、社会的な保障もきちんとやられていると。北欧に近い形かもしれません。そういう意味では、セキュリテ・ソシアルという社会保障制度、これはしっかりとできていますので、ただそのための財源も人々が払っているということです。

子どもに関して言うと、私もおりました2年の間に離婚がかなり多いなというのは感じました。かつ調べてみると、婚外子がフランスの場合は約40%、

日本はわずか約2%ですので、これはやっぱり社会的な考え方が違うと。それもあるかもしれませんが、フランスでは子どもは社会のもの、社会で育てるものという考えがあります。まだまだ日本は、こども家庭庁の名前が示すように、家庭ということを大事に考えていきます。これからどのように変わっていくか、これは分かりませんが、今の段階ではフランスとは違いがあるかなというところです。

フランスの場合は、先ほど申し上げましたセキユリテ・ソシアルがかなり充実していますので、妊婦の健診とか公立病院での出産が無料になっているということです。また、様々な手厚い支援がありますし、女性も出産した子どもを自分で育てないことを選択することもできるということでもあります。

議員も御指摘いただきましたし、先ほど部長も答弁申し上げましたけど、母親ですね、お母さんになるべき人、これを孤立させないというのは社会の重要な使命であるというふうに思っています。女性はやっぱり妊娠による負担というのはかなり大きい。議員が御指摘の産後鬱になる可能性も十分ありますし、その前にマタニティーブルーになってしまうということもあり得るので、それにやはり行政は寄り添う必要があると思います。国の責任は、先ほど申し上げたTV Aも含めて非常に大きいと思います。

母子保健法に基づいて国は支援スキームを決めております。基本的には基礎自治体、市町が実施をするということになっていますが、先ほど部長から答弁申し上げたように、県としても後方支援であるとか広域的な支援を行う役割ということを担っているわけでございます。

したがって、レスパイトケアの施設も県のほうでも指定して、支援をしているということですが、今、かなりの要望があるということですので、これからどういったニーズがあるのか、そしてさらに強化しなきゃいけないところはどこなのか、そういったものをしっかりと考えながら、効果的な寄り添いというのをやっていく必要があります。

そのためには、みえ子ども・子育て応援総合補助金みたいなものも活用する可能性はあろうかというふうに思っておりますので、市町とも意見交換を

しながら効果的なやり方、これを探っていきたいと考えます。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） 知事、御答弁ありがとうございました。女性の全ての世代間を問わず、女性のウェルビーイング、これを重要視していただきたいなという思いでありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。女性の視点から防災を考えるについてです。

避難所運営における女性の参画について質問いたします。阪神・淡路大震災から30年がたち、当時生後10か月の長女と2人で避難所で過ごした経験から少し述べさせていただきますと、まず座る場所の確保、粉ミルクのお湯がない、誰にお願いするのか分からない、避難した場所が中学校の体育館だったので床に雑魚寝状態、1月という寒さ、毛布は自宅から引っ張り出した1枚のみ、仕切りもなくプライバシーが守られていない、もし母乳で育てていたらと考えると、娘が夜泣きしたらどうしようかと思うような不安などがたくさんありました。

自由民主党女性局では、2019年頃から谷川議員が女性局長のときに、災害時における乳児用液体ミルクの普及活動を行い、また生理用品を避難所へ整備することも行ってまいりました。今では、液体ミルクは災害時だけではなく、外出時にも手軽に利用できるのも、一般的に使われるようになりました。

このような子どものことやいろんな女性特有のニーズは男性だけで避難所を運営していると対応が不十分になることは当然のことです。自分自身の経験から、母子が避難所で安心して生活を送るために、避難所運営には女性が参画して、女性の視点を取り入れることが必要だと感じています。

市町の自主防災組織は自治会が担っていることが多く、その自治会長がほとんど男性であることから、地域防災会議や計画に女性の意見が十分に反映されていない、これはリスクマネジメントができていないことになります。

県では、みえの防災大賞の表彰も行っていました。そこでは、多気町防災ネットワークグループの皆さんが2年連続で受賞されました。この団

体を少し紹介させていただきます。

（パネルを示す）これですね。この団体の主になっている方が女性3名でございます、これは多気町初の小学校区ごとの夜間での防災訓練を行った事例でございます。この防災アドバイザーの大須賀さんと多気町消防団の女性分団長の岡井さん、そして子どもに関わる方、こういった女性の方たちが主体となって、社会福祉協議会や役場、中学校、自治会の女性団体などと協働先を拡大しながら活動しておられます。

その中で避難所のワークショップ、先ほどの夜間の避難所訓練ですね、そのときに、（パネルを示す）こういった避難所での困り事をテーマにしたワークショップを開催いたしました。ここでは、避難所の子どもの遊び場についてをテーマとしてワークショップでいろいろ対話をされているところでございます。

このワークショップの発表で、高齢の男性から大人の責任で子どもの遊び場をすぐにつくったらなあかんというような発言があったことが大きな成果だと、この団体の方が話してくださいました。男性だけだとなかなか見えてこない問題が可視化されて解決していけるんだなというようなお話です。

今後、県として避難所運営への女性の参画促進にどのように取り組んでいけるのかお伺いいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 避難所運営の女性の参画に向けた取組について答弁いたします。

避難所は、災害から避難する方の誰もが安全で安心な環境であることを実感できることが重要であると考えております。今日、松浦議員の御経験を聞かせていただき、改めてその思いを強くいたしました。避難所運営におきましては、意思決定過程への女性の参画が十分でなく、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題があります。

県では、これまでも三重県避難所運営マニュアル策定指針におきまして、女性と男性の両方の運営スタッフを配置することや、女性特有のニーズに対

応したプライバシー対策を講じることなどを盛り込み、研修会などで自主防災組織の皆さんにその必要性を伝えるような取組を行ってきました。

また、みえ防災コーディネーター育成講座におきましては、女性の認定者数を目標に掲げ、地域の防災人材の育成にも取り組んできました。

今後は、三つの点で取組の強化を図っていききたいというふうに考えております。

1点目は、避難所運営におきまして取り組むべき事項について具体的に確認する方法の提示です。現在、改定を進めています三重県避難所運営マニュアル策定指針におきまして、女性向け物資の配布場所・配布方法、それに対する配慮や授乳室確保などの事項について、具体的に確認できるチェックシートを新たに盛り込みたいと考えます。

2点目は、人材育成における意識啓発です。三重大学と県が連携して行っています市町職員、県職員、自主防災組織の方の研修会、こういう講義をやっとるんですが、その中で能登半島地震における事例も交えた女性参画への意識をさらに高めていただける内容を盛り込んでいききたいというように思っております。

最後、3点目は、先ほど議員のほうからも御紹介がありました、多気町防災ネットワークグループのような女性が積極的に参加し、そして改善を図ろうという団体が県内で多く活躍しています。こういった団体が交流する場をつくりまして発表していただくと、そして参加された方々が新たな気づきを得られる機会にしたいというふうにも考えております。

こうした取組を通じまして、避難所運営における女性参画のさらなる促進を図っていききたいというふうに考えております。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。避難所の環境改善についてお伺いいたします。

30年前の避難所と昨年の1月に発生した能登半島地震の避難所を比較した

記事が今年の1月17日、中日新聞に掲載されていましたが、避難所の姿は全くと言ってもいいほど変わっていませんでした。こういったところからこの災害関連死というのが阪神・淡路大震災では約14%が認定され、能登半島の地震の例を見ても、今年の2月25日現在では307人が災害関連死に認定されています。

こういったことを考えますと、避難所の環境改善は急務であります。そして、また2月の知事の提案説明においても避難所環境改善への支援を一層推進すると述べられております。実際、避難所の環境改善に向けどのように具体的に取組まれるのかお伺いいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 避難所の環境改善に向けた取組について答弁いたします。

災害関連死の要因に厳しい避難所生活があるという指摘はされているところであり、避難所環境の改善は防災・減災対策の大きな課題だと認識しております。

県では、これまでも避難所の環境改善に向け、市町が行う避難所の資機材導入など環境整備に対する財政支援を行っており、今年度からは停電時でも稼働できる空調設備の導入への支援も開始したところです。

来年度からは新たに二つの取組を進めていきたいというふうに考えています。

1点目は、市町への専門家の派遣です。現在改定を進めています三重県避難所運営マニュアル策定指針では、スフィア基準を踏まえました資機材整備の目安などを盛り込むこととしています。これを市町が実践する上で生じると考えられる様々な課題について、専門家と市町が解決の方策を共に検討するような取組をしたいというふうに思っております。そして、その検討の成果は市町に共有し、水平展開を図っていきます。

2点目は、現在当初予算に計上しておりますが、いのちを守る防災・減災総合補助金の創設です。避難所の環境改善に向け、目指す姿や具体的な手法、

スケジュールなどを明記した計画を市町が策定し、計画に基づき実施する地域の実情に応じた取組に対しまして、補助金により支援をしていきたいというふうに考えております。

こうした取組を通じまして、県と市町が力を合わせて避難所の環境改善を進めていきたいというふうに考えております。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

南海トラフの巨大地震に備えても引き続き、急務でありますので、この避難所の環境改善をよろしくお願いいたします。

それでは、3項目めに入ります。太陽光発電施設の設置における問題について質問いたします。

まず冒頭に、昨年11月には多気町の人と自然を守る会の皆さんの声に対して、真摯に対応いただいた農林水産部、雇用経済部、環境生活部の職員の皆様、そして同席くださった野口議員に感謝を申し上げたいと思います。

再生可能エネルギーについては、これまで何人もの議員の方が一般質問で取り上げてられました。また、昨年度には津田議員を座長とする再生可能エネルギーに関する検討会が設置され、令和6年3月には地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書が議会から提出されました。

昨年の12月には、一般質問で津田議員が発言され、そのときのお言葉をお借りしますと、議員からは提言書という形で行政にパスを出した、行政はそれをしっかり受け止めてゴールを決めていただきたいが、小規模の太陽光発電パネルがまだ増え続けています、地域との共生が一番大事であるとおっしゃっております。

また、四日市市以外でも小規模の野立て、また再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法のFIT・FIP制度ではない太陽光発電パネルはまだ増え続けています。いろんな困り事を聞いておりますので、今回一般質問で取り上げさせていただきました。

この住民の困り事の記録表を一部紹介させていただきます。また、これは

執行部側のほうにも提出をさせていただいておりますので御存じかと思いますがすけれども、1人目の方、新規就農者として移住してきて、借地で7年ほど耕作してきた畑6アールを地主の意向で太陽光発電事業所に土地を売却するので土地を返してくれと言われた。せっかく土も肥えてきて作物もとてもよくできるようになってきたので大変気落ちしたが、借地なので返さざるを得なかった事例。

また、別の新規就農者は、2004年から就農して昨年までの20年間で約2ヘクタールの土地を借りて、半分の1ヘクタールを返却されました。そのうち約8割が太陽光発電パネルに変わったということです。

太陽光発電パネルの開発事業者に、危うく収穫期前の野菜を重機で潰されそうになったという、こういった困り事の事例を紹介させていただきました。

また、先日の代表質問で、服部議員が食料の安定供給に向けて担い手の確保や生産体制の強化について質問されました。食料の安定供給に向けて農業は極めて重要であり、担い手が生産を行うのは農地であります。

しかしながら、その農地を転用され、知らないうちに気がつく太陽光パネルに変わっている例がまだまだ増え続けています。

営農をやめて農地が太陽光パネルに転用している面積は、調査が開始された平成23年度から令和4年度の12年間で、国全体で1万5295ヘクタール、三重県では1080ヘクタールとなっています。農地の所有者である地主の様々な事情があって転用されるのは承知していますし、地域でも様々な意見があることも承知しております。

しかし一方では、食料の自給率を高めるためにも、食料の安定供給を図るためにも農地を守ることは大変重要なことではないでしょうか。

一番よいのは担い手によって営農されることであり、先日の代表質問でも担い手の確保や農業が発展していくために生産体制の強化などについて、県のお取組をお答えいただいたところです。今回、私が取り上げたのはそうした振興と併せて行う規制が必要であると考えたからです。食料の安定供給を図るためには、農地転用制度の中で必要な規制を行っていただき、農地を守っ

ていかなければならないと考えますが、農林水産部長にお聞きします。食料の安定的な供給に向けて農地の確保を図るため、農地転用制度の運用にどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農地の確保について御答弁を申し上げます。

農地は食料の安定供給を支える重要な生産基盤であることから、県では農地法に基づきまして、農業利用上での重要性に応じて農地を区分し、必要な規制を行い、優良農地の確保に取り組んでおります。

一方で、農村地域の活性化などにつながる産業の導入ですとか、再生可能エネルギーの利活用など、地域の実情に応じて農業以外への利用が必要であるということも認識をしております。

農地転用制度についてですけれども、県では、市町と協議をいたしまして、将来にわたり農業振興を図る地域を定め、市町におきましてはその地域内で守っていくべき生産性の高い農地を位置づけております。こうした農地は原則、農地転用を不許可としております。

また、農業以外の利用も想定されます市街地近郊の農地などで転用を認める場合におきまして、土砂流出などの災害の発生防止ですとか周辺農地での営農に支障を及ぼさない措置を求めるなど運用を行っているところでございます。

また、国におきましても農業者や地域の方々の話し合いによります将来の農地利用の姿を明確化ということを促進するということ、そして農地関連法令を改正をしまして、農地転用に関する手続について国の関与を強めることで農地の確保を進めております。

今後もしました国の取組と連動し、市町、農業委員会など関係機関と共に農地関連法令を適切に運用することにより、農地の確保を図ってまいります。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。先ほどは太陽光発電施設について農地の視点から質問いたしました、次は太陽光発電の推進と管理についてお伺いいたします。

今年の2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画でございます。これはパブリックコメントが4万件以上もあったというような全国的にもすごく関心の高いものではないだろうかというふうに感じております。この計画では、2040年度には再生可能エネルギーを40から50%に増加、すなわち約倍増するというようなことで、そしてそのうち太陽光については約3倍になるという計算になります。

そして、もう一つの課題としましては、使用済みの太陽光パネルの対応について書かれております。

この質問については、令和3年11月定例会議の一般質問で、当時県議会議員でおられました山本佐知子参議院議員が御質問されています。それから、もう4年がたっております。太陽光パネルの耐用年数は20年から30年だと言われておりますので、三重県においてもあと数年で使用済みになるパネルが出てくることになります。その対応について何か対応を考えておられるのか、また三重県の太陽光発電の導入量は全国7位というかなり上位の状況であります。そういったことも踏まえて、雇用経済部長にお伺いいたします。太陽光発電について、県としてどのように今後進めていかれるのかお聞きいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 太陽光発電の導入の進め方について御質問をいただきました。

現在、県では、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針及び三重県新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進に努めているところでございます。

そのうち、太陽光発電施設の導入に当たっては、地域との共生が重要であることから、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを平成29

年に策定いたしましたして、発電事業者に対して標識の掲示や地域住民への説明を求めるなど、地域とのコミュニケーションの円滑化を図ってまいりました。

このような中で、全国的に災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発など、安全面・防災面について地域の懸念が生じていることを受けまして、今般、国では再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を改正しまして、発電事業者に森林法等関係法令の事前許可や説明会の実施を求め、地域との共生の強化を図っているところでございます。

県におきましても、これに対応する形で、ガイドラインを昨年9月に改定いたしましたして、適切な運用に努めているところでございます。

他方、現在は、次世代型の太陽電池に関する研究開発も進んでおりまして、中でもペロブスカイト太陽電池については柔軟性があつたりということで、建物の壁面にも設置が可能なことから、エネルギー拡大と地域共生を両立するものとして期待されております。こうしたことで県は来年度、実証の取組もしたいと考えております。

先ほど議員からも御紹介がありましたが、耐用年数の話もありますし、そうしたことも含めて、しっかりと関係部局、それと市町との連携を図りながら、地域と共生した太陽光発電施設の導入促進に取り組んでまいります。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） ありがとうございます。

いろんなガイドラインも改定していただいて大変ありがたいところではございますけれども、まだまだ事業所によって地域への説明会がなされていないんだとか、そういった不適切な案件が多々見受けられますので、そのことについても目を光らせていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に入ります。こういった太陽光パネルが急速に増加し、様々な事業所が参入した結果、安全面とか防災面、景観、そして生物多様性などの環境への影響について心配や不安に思っている地域住民は本当に増えているのではないかというふうな私の肌感覚でございます。

そこで、次は政策企画部長にお伺いいたします。地域との共生が図られた

再生可能エネルギーの導入に当たって立ち上げられた検討会の進捗状況についてお聞かせいただければと思います。

〔小見山幸弘政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（小見山幸弘） それでは、検討会における検討状況について御答弁させていただきます。

今、御紹介もありましたけれども、昨年11月に雇用経済部、環境生活部、農林水産部、県土整備部及び政策企画部の次長級職員でもって構成する検討会を設置し、これまで4回会議を行ってまいりました。

この検討会とか実務担当者会議では、再生可能エネルギー、環境アセスメントの専門家や先行県で条例検討に関わった有識者など4名と三重県における課題や対応について意見交換などを行い、専門的な見地から御助言いただいてきるところでございます。

意見交換を通じてでございますが、他県では大規模な太陽光発電施設による自然環境や景観への影響が問題となっており、三重県でも同様の課題はあるものの、生活環境に近い場所での小規模な施設設置の増加や、これら施設に対する地域住民への説明不足といった課題が三重県の特徴の一つであることが分かってきたところでございます。

また、有識者からは、太陽光発電施設は小規模であっても設置方法や設置場所によって住環境、自然環境への影響が異なり配慮が必要。規制を強化した場合の行政コストの負担、事業者コストの増加に留意が必要。公共の利益に係る規制と個人や企業の土地などの資産利用とのバランスも考慮して、各地域の実情に応じた制度検討が必要などといった御助言をいただいております。このほか、適地誘導であったり、次世代型太陽電池などの新しい技術の活用などの観点からも御意見をいただいとるところでございます。

三重県における再生可能エネルギー導入に当たりましては、県議会の提言、市町の意見や県民の皆様の声などを踏まえ検討を進めているところでございますが、先行県へのヒアリングや有識者との意見交換を実施する中で、検討すべき課題が多岐にわたっている状況でございます。引き続き、検討会にお

いて議論を深め、制度の運用の方向性、庁内の各部局の連携体制などについてしっかりと取りまとめていきたいというふうに考えております。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） 検討会を4回開催していただいて、条例についても検討していただいていると。

しかしながら、効果のある制度だったりとか、そういったものを設計していくというような今後の流れになるのではないかと。ぜひよろしく願いいたします。

私からも今後、引き続き県民の声を届けてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ちょっとここで、時間があまりなくなってきましたので、いろんな地域での状況を何点か少し紹介をさせていただきたいと思います。

まず、大紀町です。大紀町は、（パネルを示す）このように田んぼのところに太陽光パネルが、台風か何かの強風で散乱してしまったという形です。こういったことも大紀町で見られました。

一方では、大紀町の瀧原宮の国道42号沿いのところにそういった太陽光パネルができるというような話があったんですが、こういったところで大紀町の滝原区長会の会長からのお話ですが、住民説明会をしっかりとここは開いていただいた。21名の住民が参加されて反対意見が、21名が反対されたということで、この後、この事業者は6か月後に白紙撤回をされたという事例がございます。

続きまして、いなべ市の状況です。（パネルを示す）これはパネル、資材がそのまま散乱されて粗大ごみ置き場になっている。奥に見えますのは大きなソファでした。これは山林に入ったところの林道から通った写真なんですけれども、実はこれは、いなべ市議会の片山議員からの一報が入り、先月2月の27日ですね。そこに火災が発生したというようなことの一報が入りました。まだ原因は分かりませんが、こういった乾燥が続いた岩手県の大船渡市の火災にも関連してちょっと心配だなというふうな思いはあったと

ころでもあります。消火面積が1万平方メートルにも及んだそうです。

そして、（パネルを示す）これはいなべ市ののり面に建てられた太陽光パネルです。これはかなり危険かなと。こちらの手前は県道になっていまして、ここから撮った写真です。

続きましては、私の住んでいました多気町のある一つの自治会のものなんですけれども、（パネルを示す）こういったものを自治会でつくっておられるというような契約前のマニュアルだったり、次は、（パネルを示す）こういった、これも同じ自治会なんですけれども、ガイドラインも自分たちの自治区でつくっておられるというような事例でございます。

多気町には44自治会があるんですけれども、そのうち三つの自治会がこういったところでございました。

そして、もう時間がないんですけれども、もう一つ最後に、松阪市の状況です。（パネルを示す）これは太陽光パネルのないまちと（パネルを示す）太陽光パネルのあるまち、これが隣同士にまちが並んでおりますので、こういった状況もあるというようなこともお知らせしたいと思います。

何が違うのかと言いますと、地域のコミュニティーの力が一番大切なのではと感じたところでございます。

昨年12月現在では、三重県内の29の市町において、条例が策定されたのが4、ガイドラインが6、要綱が2の市町で策定されております。

こういったことも踏まえて太陽光の再生可能エネルギーの導入促進は国の政策であり、推進への一定の理解は示すものの、山林や田畑が壊れることで自然環境が変化することは、第1次産業や環境保全に大きな影響を及ぼすことが考えられます。三重県民がずっと住み続けるためには、森・里・川、そして海のつながりが最も重要であることを改めて検討会で議論していただきますようお願い申し上げ要望とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

最後の質問なんですけれども、申し訳ございません。もう時間がなくなってきました。薬剤師確保の必要性について質問させていただきます。

この令和7年度にどのように取り組んでいくのかお伺いをさせていただきます。

○議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 薬剤師確保について御答弁申し上げます。

薬剤師確保が課題になる中で、県では従来の関係団体とも連携した情報発信に加えて、新たに二つの事業を始めております。

一つは12月補正予算でお認めいただきました奨学金の返還助成制度についてでございます。これを本年1月に助成候補者の募集を始めておりまして、令和7年度では初めて交付を開始したいと思います。

もう一つは、薬剤師の病院間の連携による派遣、出向制度の創設でございます。当初予算に計上しております。

県では、このような取組を通じてしっかり薬剤師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

〔3番 松浦慶子議員登壇〕

○3番（松浦慶子） これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開

議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。6番 世古 明議員。

〔6番 世古 明議員登壇・拍手〕

○6番（世古 明） 皆さん、こんにちは。

議長の発言許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。会派新政みえ、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の世古明でございます。よろしくお願いいたします。

今回で2回目の一般質問になるんですけど、よく自動車の運転では慣れてきた頃が危ないと言われていまして、今回は気をつけて質問していきたいと思います。

現在、令和7年度の当初予算について審議をされておりますけど、当初予算編成に向けての基本的な考えの中で、県政の基本である命を守る取組を加速するとともにという説明がありましたので、今回、私の質問は4項目あるんですけど、キーワードは命を守るであります。

そして、1点目は、自転車乗車用ヘルメットの着用率向上についてであります。以前にも石垣議員が同様の質問されたのは承知しておりますが、そのときの答弁も承知しております。

ただ、あつてはならないことなんですけど、昨年、高校生が自転車乗車中に事故に遭い亡くなりました。二度とそのようなことが起こらないように思いを込めて質問させていただきます。

道路交通法の改正により、2023年4月1日からヘルメットの着用が努力義務化されております。

しかし、まだまだ自転車を利用する際のヘルメット着用率は高くありません。

御存じのように自転車乗車時、ヘルメット着用は努力義務であり、罰則はありません。罰則がないからといってヘルメットを着用しないままでよいかというと、そうではないと思います。罰則がなくても自分の命を守るために、

自転車に乗る際にはヘルメットを着用するように働きかけをしていくべきだと考えます。

昨年の警察庁による自転車乗車用ヘルメットの着用率に関する全国調査結果が公表されました。（パネルを示す）ここで映写資料を御覧ください。ちょっと小さくて申し訳ないんですけど、言葉で言わせていただきますと、令和5年度については、三重県は全国第5位、26.5%、そして令和6年は着用率が29.2%であり、2ポイント強増えております。

ただ、全国順位と比較するのがどうかと思いますけど、全国順位としては8位に下がっています。これは何かというと、三重県は進んでいたところもあるけど、他の県もだんだん着用率の向上に向けて取組をされとることではないかなと思います。

今、三重県の着用率は29.2%、47都道府県中8位。全国平均というのは17%でありますので、全国平均は上回っております。

しかしながら、見方を変えれば、いまだに約7割の方が自転車に乗る際、ヘルメットを着用していません。

ちなみに、1位の愛媛県は着用率69.3%であります。三重県は約7割の人がヘルメットを着用していませんが、愛媛県においては7割の人がヘルメットを着用しています。

どこに違いがあるのかなということで少し調べさせていただきました。愛媛県の実情をちょっと紹介させていただきますと、始まりはやはり高校生の死亡事故が発生したことによると聞いております。そして、保護者から要望があり、学校、また関係機関と協議を行った結果、行政としても情報の収集、提供、それから財源の議論、そして着用義務化に向けて進んだということです。

まず、着用しやすいヘルメットということで、ヘルメットデザイン検討委員会を立ち上げて高校、中学校、先生、それとヘルメットメーカーの開発担当者で話をし、かぶりやすいとか、かぶってもちょっとかっこいいなという感じのヘルメットを作成するようにしたそうです。そして、ヘルメッ

ト着用の推進会議であったり、啓発パンフレットの作成、配布、そして学生3万人に無償配布する。また、今後についてはヘルメット購入支援事業を実施しています。ヘルメット着用ポスターの作成もして、ポスターにはこう書かれているそうです。「ヘルメット 命を守る 身だしなみ」。そうしたことを行って、ヘルメット着用義務化を実施しています。

義務化の流れは全国的になってきており、熊本県においては本年4月より県立高校で着用義務化がスタートするようです。

また、自転車乗車中に交通事故で亡くなられた方の致命傷というのを見たときに、約5割の人が頭部に致命傷を負っています。頭部を守ることが命を守ることにつながることはないでしょうか。自転車乗車中の交通事故によって着用していなかった人の致死率は、着用していた方に比べて令和元年から令和5年までの5年間の合計で約1.9倍高くなっています。憶測ではありますが、ヘルメットを着用していれば助かった命もあったのではないかと思います。自分の命は自分で守るんだということを多くの人が認識して、着用率向上につなげていく必要があると思います。

そこで質問です。警察本部として、自転車乗車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組をお聞かせください。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 令和6年中、県内では自転車関連の人身事故は324件発生し、前年より80件減少しました。

また、自転車乗用中の死傷者のヘルメット着用率は全体で26.0%と、前年より1.6ポイント向上したものの、いまだ定着が図られているとは言えない状況です。

加えて、自転車乗用中の死傷者のうち、高校生を含む子どもの死傷者の構成率が約4割を占めている中、高校生のヘルメット着用率は7.0%と中学生のヘルメット着用率65.9%と比べても低い状況です。

県警察としましては、これまで関係機関・団体と連携し、自転車のヘルメット着用促進など基本的なルールの順守に向けた交通安全教育や広報・啓

発活動、交通指導取締現場における指導を行っています。

また、通学をはじめとした様々な場面で自転車の利用機会が増える高校生に対しては、県内8校の高校生をセーフティ・バイシクルリーダーに委嘱して、生徒による主体的な活動を促進しているほか、教育委員会と連携し、中学校、高校の生徒全員が所有する学習端末に、交通ルールに関する情報を発信する取組を行っております。

これらの取組において、自転車の交通事故防止を呼びかけるとともに、ヘルメット着用による頭部保護の重要性を周知し、ヘルメットの着用率向上を図ってまいりたいと考えております。

県警察では、引き続きこれらの取組を関係機関・団体と連携して推進してまいります。

また、来年度は、当初予算で新規に計上している「交通社会に参加する子どもたちを守る」交通安全教育事業において、高校生を含む子どもの交通安全意識の向上を図るため、自転車の安全な利用を促す短時間動画を作成し、幅広く啓発するため、ウェブ広告による配信を行い、ヘルメットの着用促進を含めた自転車の基本的なルールの周知を行い、交通安全意識のさらなる醸成を図ってまいります。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

中学生から高校生に移ると着用率が下がるということで、警察としてもセーフティ・バイシクルリーダーを委嘱して、今、県内では8校ということでしたけど、今後もっと増やしていけば、やはりもっと着用率向上につながるような気もするんですけど、そのようなお考えはございませんでしょうか。

○警察本部長（難波正樹） セーフティ・バイシクルリーダーの取組も今後とも引き続き、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 多くの学校で委嘱して県内全体に広げていただい

たいと思っております。

この取組についてはいい取組だということも聞いておりますので、さらなる拡大をしていただければと思います。

続いて、環境生活部に聞かせていただきます。環境生活部としても、令和7年度の事業を見させていただいても、交通弱者の交通事故防止事業の中で、自転車乗車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組もされると思いますが、県のお考えをお聞かせください。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、自転車乗車用ヘルメット着用率の向上についてお答えをいたします。

自転車利用者の命を守るためには、万が一の事故に備えて頭部を保護するヘルメットの着用促進が重要と考えております。

このため、交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底を交通安全県民運動の年間重点目標に掲げまして、商業施設・学校等でイベントを通じた啓発を行いますとともに、県交通安全研修センターでは正しいヘルメットのかぶり方や自転車の乗り方を1人ずつ体験する研修を実施しております。

今年度は、加えましてヘルメット着用をテーマとした啓発動画を制作し、テレビのウェブ配信サービス等で配信するとともに、高齢者の方々にモニターになっていただきまして、お渡ししたヘルメットを自転車に乗る際に着用していただく、見せる啓発を実施しているところでございます。

県内の自転車ヘルメットの着用状況でございますが、昨年度に引き続き、市町に御協力いただきまして、駅周辺や通学路、商業施設付近等で独自に調査を行いました。

全体の着用率は、昨年度の24.7%から8.4ポイント増の33.1%と上がっておるものの、自転車を利用する高校生が多い場所では6.4%と着用率が低くなっております。

こうしたことから、着用率向上には特に高校生を対象とした啓発が必要であると考えておりまして、今年度、制作しました啓発動画では、主人公を高

校生としまして、面倒と思いながらもヘルメットをかぶっていて助かった場面
をドラマ仕立てにし、自分事と捉えてもらうようなものとい었습니다。

また、交通事故の遺族が命の尊さを伝える手記は高校生の心に届くのではない
かという御遺族からの御意見を参考に、ラジオで高校の放送部員がその
御遺族の手記を読み上げる広報啓発を行うとともに、ヘルメット着用を呼び
かけるチラシに二次元コードを掲載し、そこから手記を読んでもいただけるよ
うなチラシも県内高校に配布をいたしました。

引き続き、高校生をはじめ県民の皆さんにヘルメットを着用していただ
けるよう、様々な媒体の活用やイベントなど機会を捉えた広報啓発を行うなど、
警察、教育委員会、関係団体と連携し取組を推進してまいります。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

高齢者も着用率が以前悪かったと聞いておりますが、モニター事業とかを
通じて上がってきたとも聞いております。これはモニター事業なんで、ただ、
今聞かせていただいて、啓発動画、そしてまた、手記を発信しているという
ことはいいことだと思いますし、多くの高校生だけでなく、もう地域の方そ
れぞれに手記の紹介等はこれから展開をしていっていただきたいと思いま
すので、よろしくお願いします。

あと、これは先ほどの高齢者自転車乗車用のヘルメットのモニター事業と
いうのは、多分無償で貸与されるんだと思うんですけど、先ほど愛媛県とか
の話をさせていただいたときの財源は、環境生活部になるのか、教育委員会
のほうになるのか分かりませんが、ヘルメットの購入支援の補助みたいな
考えについて少しお聞かせください。

○環境生活部長（竹内康雄） 今のところは、こういった形で啓発の取組を引
き続きやらせていただきながら、状況を見させていただきながら必要に応じ
て対応させていただきたいなと思っております。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） ありがとうございます。

今度は教育委員会のほうに聞かせていただくんですけど、高校生の着用率が低いということは、今、警察本部、環境生活部の答弁でも聞かせていただいて、高校生の着用率の低さというのは、やはりヘルメットの購入による費用負担というのも非常に大きな原因ではないかなと思いますし、高校生になると身だしなみというか、髪型も気にするお子さんもたくさんいるから、髪型が乱れるであったり、まだまだ努力義務だからいいだろうとか子どもの自主性を尊重したい、それと高校生については電車に乗って、次に駅から自転車に乗って学校に通うという子もたくさんいると思うので、そういった場合の課題があると思うんですけど、やっぱりヘルメットを着用する最大の目的というのは命を守るということでありますので、大事だなと思っております。

県の教育委員会として、高校生のヘルメット着用率向上に向けた取組をお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、高校生の着用率向上について答弁させていただきます。

県教育委員会の調査によりますと、県立高校に通う生徒のヘルメットの着用率は、令和5年5月時点で4.6%、そして令和6年5月時点で少し上がって7.3%ですけれども、依然として低い状況にございます。やはり交通事故から生徒の命を守るためには頭部を守ることが極めて重要ですので、このヘルメットの着用を推進すること、大変重要だと私どもも認識しています。

取組は様々な形で行っています。合格者登校日や入学式等でヘルメットの展示・販売を行っていますし、交通事故被害者遺族による講演会を開催して啓発を図ってきています。

それから、三重県警察からのセーフティ・バイシクルリーダーの話がありましたけれども、この委嘱された高校生が駅や学校の校門でヘルメット着用を呼びかけるなど、生徒が主体となった取組も進めています。

教職員を対象とした講習会や生徒を対象とした三重県警による交通安全教室等で、具体的な事例を用いてヘルメットの着用の重要性を伝えることにも

力を入れてきています。

本年度から開始している取組が二つございます。県立学校長会議とか生徒指導担当者が集まる会議におきまして、ヘルメット着用の努力義務を校則に記載しようということと呼ばかけて、各校におけるヘルメット着用に向けた取組を一層進めようということで、共通認識の形成に努めております。その結果、ヘルメット着用の努力義務として校則に記載している高校は本年度当初は1校でしたけれども、現在は10校に増えています。

それから、もう1点、本年度の8月には生徒の主体的な啓発活動を推進するため、三重県高校生バイシクルサミットを開催しました。ヘルメット着用を含めた交通安全について、生徒同士が意見交換する機会をつくりました。これはその後、サミットで生徒が考えたスローガンやメッセージを元にポスターを作成しまして、全ての高校に配布して各校での啓発につなげております。

引き続き、ヘルメット着用率の向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 教育長、答弁ありがとうございました。

今年度から新たな二つの取組みをするということで校則化、校則に入れたからそれでも最後じゃなくて、それ以降、校則が守られるかと。今度はまた新たに校則を入れる学校とかを増やしていただきたいと思いますし、生徒主体で啓発運動をしていこうということも非常に大事だと思いますし、冒頭の愛媛県においてもどこがよかったかと言うと、生徒が主体的になって活動した。そして、高校生がヘルメットを着用することによって、大人の着用率も上がったと聞いております。

いろんな、教育委員会とか、知事部局、そして警察本部と連携をしながら、命を守る取組をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。二つ目の質問は、答志島架

橋についてであります。

平成21年10月の本会議において、離島架橋の早期実現を求める請願が全会一致で採択されました。請願要旨では、こう締めくくられております。「県におかれては、離島架橋の推進を更に積極的に図るとともに、特に、答志島架橋については、早期に実現されるよう請願する」、こう締めくくられておるわけですけど、私は議会に身を置く1人でありますので、議会での全会一致での決定というのは非常に重いものだと思っております。

また、この問題は、今までにも多くの先輩議員が質問をし、当時の知事であったり、また一見知事の答弁も承知をしております。

一見知事、覚えられているかどうか分かりませんが、答弁の初めに、なるべく歯切れのいい答弁に心がけたいと思うんですけどもというところから始められていますし、今回知事答弁は求めておりませんけれども、補足の答弁がありましたら、またお願いしたいと思います。

そして、質問者においても、そんな答弁であろうと思っておりましたがと言われた方もみえますので、何かこの問題についての少し雰囲気分かるような気もするんですけど。

ただ、冒頭申し上げましたように、私、やっぱり今回のキーワード、命と考えたときに、三重県南北に長い県でありますけど、北に住まれているも南に住まれているも、そして都市部に住まれているも、山間部に住んでいても、そして離島に住んでいてもどこにおられる方の命は命やし大事やと思います。そういう人の命という視点で、この離島架橋のことを考えたときに、当然病気はいつ起こるか分かりませんし、なるかも分かりませんが、病気になったとき、島では今もいろんな方のお力でその人の命を守るために船を出したり、医療機関へ搬送したりしているわけですけど、やはり島から医療機関へ搬送する際の搬送時間というのは課題だと思っております。救急の患者ですからから1分1秒を争うことになると思うんですけど、架橋ができれば直接救急車が島へ入れる、そして本土への搬送の乗り継ぎもないですから、病院への搬送時間が大幅に短縮されるというのは、これはもう当たり前のことで

すけど、やはり大事な命を本当に1分1秒でも早く医療機関に搬送するということからすれば大事なことだと思います。

そして、夜間であったり、天候にかかわらず24時間の救急搬送がスムーズに行くんではないかと思います。

今、ちょっと医療面の話をさせていただきましたけど、今回の一般質問では防災についての質問もかなり出ております。能登半島地震においては、集落の孤立化というのも非常に問題になりました。大規模災害時、島が孤立化することも考えられます。大規模災害における救助・救急、医療活動を迅速に行うためには、やはり直接島へ行ける架橋が必要ではないかと思っております。

南海トラフ地震の発生確率が80%程度に引き上げられました。早い対応が必要ではないかなと私は思います。

そしてまた、答志島においては水産業も盛んであります。黒ノリであったりカキであったり、またサワラをブランド化している答志島トロさわらも有名であります。この豊かな海の幸とそれを担っている水産業と今度は観光という点を連携していけば、産業振興にもなっていくんではないかなと思います。

そのためには架橋ができて多くの人が今と違う形で島へ行って、島を楽しみながらすることによって、産業振興にもつながっていくのではないかなと私は思うところであります。

それで、現在、地元はどうかでありますけど、鳥羽市においては議会においても、また自治会連合会の会議の中でも、答志島架橋実現に向けて議論がされています。その中では、県についての意見ですけど、ちょっと県の意識はそんなに高くないんではないかという声も上がっております。離島における様々な課題を解決していくためには、離島架橋が必要だと思います。その第一歩として答志島架橋について県の考え方をお聞かせください。

〔佐波 斉地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（佐波 斉） 離島架橋についてお答え

します。

三重県では、三重県離島振興計画というものを策定しております。この計画は離島地域における現況と課題を整理し、離島の自立的発展を促進するため、離島振興法に基づいて策定している計画でございます。現行の計画は、令和5年度に策定しまして10年間の期間となっております。

策定の際は、有人離島を有する鳥羽市及び志摩市とも十分に協議を重ねるとともに、各離島を訪問し、離島で暮らす方々からも直接御意見をお聞きしております。

当該計画におきまして、離島架橋は、島民の生命と生活を守るライフラインとして非常に重要な役割を担うことが期待でき、引き続き県と市が連携して情報収集に努め、合意形成を図りながら方策を検討していくとしていくところ です。

県としましては、鳥羽市及び志摩市と共に構成する離島振興担当課長会議において、離島架橋を含めた先進事例の調査を毎年度実施しており、近年では、広島県、長崎県、大分県の離島を訪問して調査を行っております。

引き続き、国の動向や地元自治体の費用負担等も含めた他県の事例などの情報収集に努めるとともに、県、鳥羽市、志摩市が連携して合意形成を図りながら架橋に向けての方策について検討してまいります。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

今のお答えの中では、非常に重要ということで取組を進められていて、先進地に行って調査もされとるということで、地元の自治体と、また市民、県民の方と話もしているということですが、何かちょっと温度差があるように思うんですけど、その点もう一遍、もうちょっと何か、やっとなる感を地元も多分あんまり受けてないのかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

○地域連携・交通部南部地域振興局長（佐波 斉） 今、申し上げたとおり、情報収集に努めておる中で、しっかり地元の方々とも情報も共有しながら進

めていきたいと考えております。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 知事、これについて御所見ありましたら、お聞かせいただきたいと思うんですけど。

○知事（一見勝之） 本州四国連絡橋を例に挙げるまでもなく、島嶼部と本土を結ぶというのはとっても大事なことです。

離島に住んでおられる方は、やはりある意味、国土を守っていただいている方々ですので、そうした方々の思いに応えるということがやはり考えていくスタートなんじゃないかと思うんですね。

予算が山ほどあったら、これはもう直ちに着工するという事ではないかなと思います。公共事業に関しては、議員の御案内のとおり、BバイCをはじかないといけない。そのBバイCがどこまではじけるのか。それをはじいた上でほかの公共事業を止めないかんわけです。どこを止めるのか。まず地元、例えば鳥羽で言うと、うちはもうこれはええので離島架橋に専念してほしい、南部地域、ここを止める必要がある、北部もここを止める必要がある、そういう選択と集中、これは身を切るほどつらい話なんですけど、議員の方々の御意見も聞きながら決めていく必要があるんじゃないかなと思っております。

今の地方財政の状況ですと、なかなか離島架橋に踏み切るとするのは難しいのはこれは誰が考えても、恐らく地元の方もそやろなと思いながら、どうしようかと考えておられることだと思います。大きな一段上の、国でこういったことを今の財政状況であれば考えていかないかのじゃないというようなことを御議論いただくのも一つのやり方。

そして、BバイCをはじくに当たって大事なのは、将来推計をどうするかということですね。今はこういうBバイCがはじかれましたが、10年後、20年後、30年後、これは架橋ですから恐らく60年の耐用年数、もう少し長いかもしれないですけど、その100年後にどんなふうになっとなのかというのを見通しながら考えていく必要があるということでもあります。

今、離島航路に関して、市でやっていただいています、県はそこを支援をさせていただいているところでございます。それで十分なのかどうか、地元の御意見も聞きつつ、かつ一番大事な財源についても地元の声も聴きながら考えていく必要があろうかなと思います。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 知事、答弁ありがとうございます。

架橋の整備というか、インフラ整備には多大な費用がかかるというのはもうみんな承知しておりますし、ただそれで請願が採択されてから今に至っているのが現状かなと思います。

皆さん、鳥羽の特に離島の方の願いというのは大事なかなと思いますし、私個人、願いをかなえるときには、かなえるという字は口に十と書きますんで、10回ここで質問したらもしかして願いかなうかなという気もしておりますが、10回質問しようと思うと何回も選挙して当選しやないきませんのでいつになるかは分かりませんが、この問題はこの議場でまた多く議論されて、地域の思いが形に変わるようになればいいのかな、そういうふうに思っております。

そこで今後、やはり多くの方と議論しながら地域の声も届けて、それが形になるように頑張っていきたいと思います。

続きまして、三つ目の質問に入らせていただきます。今月は自殺対策強化月間というのは皆さん、御存じやと思うんですけど、今日の朝、頂いたんですが、（現物を示す）これは松阪市が啓発活動に使っているものでありますし、（パンフレットを示す）私の地元伊勢市においては広報紙において「ここに寄り添い命を守る」といって、いろんなところで啓発がされております。

そして、命を守るということなんで、私、今回この質問をさせてもらうんですけど、それとは違う、なぜ私が自殺対策を質問するか少しか説明させていただきますけど、私が会社員時代に同僚が自ら命を断ちました。そのとき私は非常に衝撃的な出来事であったんですけど、めちゃくちゃ仲がよかったわけではないんですけど、同じ役職でもあったもので、役職での悩みとか

をいろいろ話したり、私が仕事から帰るとき、彼も仕事でまだ残業していたときに、あんまり無理せんと早よ帰らないかんよと言って、おお、分かったというやり取りをしてたんで、そのとき、話をする中では全然そういうのが分からなかったんですけど、突然彼の訃報を聞いて、もちろん告別式に参列して遺影を見たとき、何でなんやろと、何があったんやと、誰にも言えやんだんかというような思いで、本当にやりきれない気持ちになったのを今でも覚えています。

そして、やはりこれはメンタルヘルスということで、行政ができることというか、自分ができることもあるだろうと思ひまして、私自身は産業カウンセラーの養成講座というのを受講しまして、そこで何よりこの傾聴というのが大事なんやなということを改めて知りました。多分、議員の皆さん、いろんな方としゃべるので話をするにはもう慣れているとは思んですけど、やはりその心、悩んでいる人の気持ちを聞くということは、普通に話を聞くだけじゃなくて傾聴が大事だと思いますし、その傾聴は頭では分かっってもその養成講座へ行ったときに対面でやっぱりトレーニングするんですけど、やはりそれは実践的で非常にいいものだったなとは思っております。

そして、何より自殺というのは、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であると言われてます。そして、追い込まれた末に起こります。社会の中では、やはり生きたくても生きられない人もたくさんいる中で、本当に自ら命を絶つということは、これはやはり止めるべきことではないのかな。個人個人を止めることはできないですけど、やはり人の命ということを考えて、自殺対策をしていかなければならないと思っております。

私が思う自殺防止というのは、やはり気づきと傾聴とつないで、そして見守っていくことが大事かなと思います。今回の自殺対策について、まず1点目については、近年、小・中・高生の自殺が増えてきていると言われてます。

国のほうにおいても、こどもの自殺対策緊急強化プランを取りまとめて施策を実施しておりますけど、県として子どもの自殺防止に向けて普及・啓発

であったり、子どものSOSの出し方、そしてまた、SOSを受けてからの対応も重要と思っています。

先日新聞で見たんですけど、子どもの自殺を社会課題の一つだと認識している割合が子どもと大人では差があるという記事が出ていました。これは子どものほうが高く、大人のほうが低いということでした。なぜかという、子どもにとっては同世代の自殺関連行動が身近な問題になっていることが背景にあると言われています。

このような状況を踏まえて、県の子どもの自殺防止についてどのように考えているのかお聞かせください。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉）　子どもの自殺防止対策の県の取組について御答弁を申し上げます。

本県の自殺者数全体は、コロナ禍以降、減少傾向にあるんですけども、そのうち二十歳未満の自殺者数は令和6年度の暫定値では9名ということで、近年、横ばい傾向で減少していない状況にあります。

子どもはストレスに直面してもなかなか助けを求めることができにくい、あるいは抱えている深刻さを直接的に表現できにくい、そういった傾向がございます。

そこで周囲の大人が子どもの変化に気づき、子どものSOSを適切に受け止めることができる、そういったことが必要であるため、教員や保護者等の身近な大人と連携しながら取組を進めていくことが必要だと考えております。

また、子ども特有の対応ですとか治療が必要な場合もございます。

そのため、こころの医療センター内に中・高生を含む若者の専用相談窓口を設置しまして、対象者本人やその家族・関係者から電話や対面相談を実施しておるところでございます。

こころの医療センターでは、相談の中身によっては本人が悩みを1人で抱え込まないように、学校関係者や保護者本人などに対してアウトリーチ型の支援も行っているところでございます。

さらに冒頭申し上げましたように、子どもの変化を周囲の大人が気づけるように、教師や養護教諭、児童生徒の保護者を対象としまして、若年層における自殺の現状を周知し、心の不調の早期発見とその対応について理解を深めることの研修会を実施しております。今年度は、10代のメンタルヘルスやSOSの受け止め方などをテーマとした研修会を県内各地で12回開催しまして、約700名の参加をいただいております。

このほか教育・保健・医療関係者に対しまして、スキルアップを目的とした研修会も開催をしているところでございます。

県としましては、取組がより効果的なものになるように改善を図りながら、子どもたちが自ら命を絶つようなことのないよう、引き続き教育委員会や市町等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、教育委員会の取組についてお話しさせていただきます。

まず、学校の取組なんですけれども、まず授業で対応しています。保健の授業においてストレスへの対処方法や強い不安感や不眠が続く場合は、身近な大人や医師などの専門家に相談することを指導しています。

それから、中学校の道徳、ここで命を大切にすることを育むため、医師や看護師などから命に関する話を聞きまして、生徒同士で話合う活動に取り組んでいます。

それから、日常の取組なんですけれども、担任や養護教諭による日々の見守りに加えまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材とも連携しまして、チーム学校として支援を進めています。

加えて、いじめ電話相談や子どもSNS相談みえなど、学校外の相談窓口を児童生徒や保護者に紹介しています。

それから、教育委員会の取組なんですけれども、教育委員会では、こうした学校の取組を支援するために、県立学校の生徒指導担当者に対して思春期のメンタルヘルスに係る研修を実施していますし、また困難に直面した際に、落

ち込みや傷つきから回復する力、これをレジリエンス力と呼んでいますけれども、これを育む教育の推進に取り組んでいます。

それから、自殺をほのめかす言動を学校が察知した際には、子どもの心のケアに当たらせるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を緊急派遣しておりまして、医療機関につなぐなど自殺リスクに対応しています。

あともう一つ、今現在、取り組んでいる取組ですけれども、自殺予防対策のさらなる徹底を図るために、子どもが不安や悩みを抱えたときに、適切に他者にＳＯＳを出す方法ですとか、教職員が子どもからのＳＯＳを受けたときに適切に対処する方法、こういった方法を学ぶための動画教材、さらに保護者が子どものサインに気づけるようになるための啓発動画、こういったものを作成しているところで、令和７年夏頃を目途に各学校に提供する予定でございます。

こういった新しい取組も含めまして、子どもの自殺の未然防止に万全を期してまいりたいと思います。

〔６番 世古 明議員登壇〕

○６番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

冒頭に言いましたように、気づくという点では、研修会でいろんな方がやはりこのメンタルヘルスについて知識を高めていくのは大事だと思いますし、さらに続けていくのと、その参加者も増やしていただければと思います。

そしてまた、教育委員会のほうでは、学校等で子どもの自殺対策について取り組まれていること、本当にいいなと思いますし、さらに続けていくことが大事でありますし、今は子どもが１人１台端末を持っていますので、端末を利用しながら子どものＳＯＳを受け止めて、そしてそれに対応していったらえなと思います。

自殺という観点だけでなく、子どもが発信できるという点では、これは、私たち、ちょっと伊勢市のほうへ見に行かせていただいたんですけど、そこ

はいじめ防止ということでやられていますけど、ただそのいじめ防止だけでなく、子どもからSOSを出していくということにもつながっていますので、その辺を県内でも広げていければいいし、既にやられとるところもあるかもしれませんが、1人1台端末を利用した自殺防止に向けても取り組んでいただきたいと思います。

続いて、自殺対策の2項目めでありますけど、社会で悩みを抱える人への寄り添いについてであります。

県内の自殺の現状では、年齢別で見ると最も多いのが40歳代で、次いで50歳代、60歳代となっております。いわゆる働き世代であります。自殺は自殺に至るまでに必ず何かしらの理由、過程があります。私たちは日常生活の中で日々何かしらのストレスを受けております。

今日、松阪市がやっとなる啓発の中でも入ってたんですけど、（現物を示す）ストレスとの付き合い方ということで、やはりストレスはみんな受けるものですけど、それをどういうふうに対処していくことが大事なのかなと。自分の中で不安とか悩みとかそれを抱えてしまうと、やはりどんどん自分が追い込まれてしまうということになりますし、生活をしていく上で強いストレスを感じている人は半数を超えていると言っています。

その中身についてはやっぱり仕事についてのこともありまして、仕事の量や質とか、その仕事で失敗をしたとき、自分の責任に対してやったり、職場の対人関係、そしてまた、クレーム対応というところが大きな要因となっています。

ただ、そういうストレスを抱えている人でありまして、相談する人がいるかということを調べたときには、約90%の人が相談する人はいるという調査が出ております。

（パネルを示す）ここで映写資料を御覧ください。これもちょっと小さくてすみませんが、じゃあ、誰に相談するんだということを調べたときに、やっぱり多いのは会社の上司であったり、同僚であったり、家族であったり、友人であったり、この方たちが大半を占めています。

ですから、自殺対策のまず気づき、傾聴という点では、この会社の上司、同僚の人がやはりこども、先ほどと同じになりますけど、そういう知識を身につけていくことが大切だと思っています。

そして、その人の周りから見て気づける点と、その人個人がちょっとおかしいと思う点と2通りあるんですけど、そこら辺をちょっとうまく気づいてあげることが大きなストレスで悩んでいる方が健康を害することにならないようになるのではないかなと思いますし、先ほども傾聴ということを少し言わせていただきましたけど、字のとおりですけど、傾聴は耳にプラスして目と心で相手の話を聴くと。落ち込んでいる人の話を聴くときには、五つぐらい聴いて一つ返ししながら、この絡んだ糸をゆっくり戻していくような聴き方が大事なかなと思います。

そして、やはり専門機関につないでいくことも大事だと思いますし、その辺の県の取組についてお聞かせください。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、大人も働く世代も含めました自殺対策について御答弁を申し上げます。

自殺を防ぐためには、悩みを抱えたときに相談できる体制が重要であることから、県では様々な相談体制をつくりますとともに、市町や関係機関・民間団体と連携し、先ほど議員からも松阪市の啓発グッズの紹介がありますけれども、自殺対策強化月間等の機会を通じまして、普及・啓発の取組を行ってきたところでございます。

加えまして、議員からも気づきですとか傾聴といったことが大事だとおっしゃっていましたがけれども、一人ひとりが自分の心の不調に関する理解を深めるとともに、身近にいる人の不調に気づくことが重要であるということで、県民の皆さんに誰にでも心の不調が起こり得る可能性があるということを理解していただくことが必要かなと考えております。

そこで、地域、学校、職場等でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して声かけや傾聴などの支援ができるように、精神疾患に対する正しい

知識、あるいは理解を持つ心のサポーターというのを県では令和5年度から養成研修を始めておるところでございます。まず、令和5年度は市町・保健所職員といった行政の職員を対象に研修を開始いたしました。今年度は関係団体、障害者相談支援センターですとか障害福祉サービス事業所、精神科医療機関の職員を対象に研修を実施したところでございます。来年度は、県民の皆さんにまで対象を拡大していきたいと考えております。

このほか自殺の予防に当たっては、自己肯定感を向上していくということも大事ななと思っております、若いうちからそうした力を身につけていくために、中学校や高等学校に対しまして出前授業も行っているところでございます。

さらに働く世代への取組としまして、企業の労務関係者や産業保健関係者を対象に、メンタルヘルスに関する研修会を各地域で開催するとともに、各保健所が開催する地域・職域連携推進会議において、自殺対策の取組の共有や課題検討を行っております。

1人で悩みを抱え込まず、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して、引き続き取組を行うとともに、相談があれば適切にそういった精神科とかにつなげるように取組を継続していきたいと考えております。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

こういう啓発の中では、自殺対策というのは日々やっていかないかんのでしょうけど、やはり取組の中で強弱をつけたほうがということで強化月間として3月はやっていますけど、年間通して県民の皆さんとか企業に対して啓発をしていただけたらと思います。

そして、今、お答えいただきました心のサポーター、市町から、また関係団体、そして今度は県民の皆様ということで、そこで、さらなるサポーターとなる人が増えるような取組をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、4点目の質問に入らせていただきます。特別支援教育について

て、一人ひとりの学びを支える教育の推進についてお聞きいたします。

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加をするための主体的な取組を支援し、対象となる子ども一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を確認し伸ばして、学習や生活で抱える困難さを軽減し、改善するために適切な指導や支援を行う教育ですが、やはり一口で障がいと言っても一人ひとり個人差がありますので、その辺、大変難しいのかなとも思っています。

そうした中で、個人差がある中で支援情報の引継ぎなども大事なことやと思うんですけど、その辺りをどのように進めているのかをお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） 特別支援教育について答弁させていただきます。

今、おっしゃられたように、特別支援教育では、障がいの状態が一人ひとり違うので、実態を丁寧に把握して個に応じた指導・支援を行うことが重要と考えています。

特別支援学校では、子ども一人ひとり対しまして個別の教育支援計画という計画と個別の指導計画という計画、この二つの計画を作成しています。この個別の教育支援計画というのは長期的な視点に立った、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を記載した計画でございまして、もう一つの個別の指導計画というのは、当面の指導の目標や内容、配慮事項を示した計画です。

この二つの計画に基づいて、授業では視覚的に分かりやすい支援を行ったり、教材・教具を工夫したりすることによって、とにかく子どもたちに分かりやすく、安心して学習できるように指導しています。

それから、情報引継ぎツールのことも言っていましたけれども、パーソナルファイルという情報引継ぎツールを活用しています。これは子どもたちが小・中・高、そして卒業した後も新しい環境に身を置いた際も不安なく過ごせるように、個別の教育支援計画とか個別の指導計画をとじ込んで、必要な支援情報を1冊にまとめたもので、こうしたものを活用して一人ひと

りにニーズに応じたきめ細かな指導を進めているところでございます。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

本当に個人が違う中で、パーソナルファイルというものを利用してやられとすることは引き続きやっていただきたいのと、小学校から中学校とか、中学校から高校と変化するところについてはより細かくやっていただきたいのと、中には転校される方も見えると思いますので、その辺りの情報の引継ぎをよろしくお願いしたいと思います。

そして、最後になりますけど、自立と社会参画に向けた教育ということで、障がい者の方、またその保護者の方にとって大きな悩みとなっているのは、やはり学校を卒業してからのことが非常に気になって見える方がたくさんいます。そうして自立ということになるんですけど、自立で一番いいのは、やはり自分が就労して、そして自分自身でやっていけるようになるのが一番であると思いますけど、なかなかそうもならないのは、やはり個人個人の状態というのを自分も把握するとともに、今度は就労に向かっていくときには、やはり受け入れる側も障がいについての知識を高めることも必要だと思いますし、その辺りが働く子、そして雇用する側の大事なことでありますけど、そのパーソナルファイル等を利用して、今度は学校がその子が次のステップに進むときにどのようなことをされているのかお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、障がいを持つ生徒の就労定着の支援についてお話しさせていただきます。

特別支援学校においては、職業という教科がございまして、その授業の中で職業に関する知識や技能などを身につけるための計画的、組織的なキャリア教育を行っています。

また、企業経験豊かなキャリア教育サポーターを拠点となる特別支援学校3校に配置しまして、高等部1年の段階から職場実習に取り組んでいます。職場開拓の際には、企業に対しまして生徒の可能性や強みを提示することを

重視しています。

さらに企業の協力を得まして、清掃や看護介助等の各種講習会や検定を実施しまして、専門家による技術指導を通して基礎的な技能と態度の習熟を図っています。

こうした取組の結果、令和5年度は、一般企業での就労を希望する生徒54名全員の就労先が決定しました。

また、本年度は、一般企業での就労を希望する63名がいるんですけども、このうち61名が既に内定を得ておりまして、残りの2名についても順次内定を得られる見通しです。

それから、定着支援についてですけれども、卒業後3年間程度、進路指導担当者や元担任が卒業生の就労した企業を訪問しまして、働く様子を確認するとともに、困っていることなどを聞く機会を持っています。また、企業から勤務態度や作業内容等の就労状況の聞き取りも行いまして、改善に向けて取り組んでいます。

この結果、令和4年度に卒業した生徒の1年経過時の定着率は93.1%と高い状況です。

令和7年度からは新たな取組としまして、卒業後すぐにフルタイム勤務で働くことが体力的、精神的に困難な生徒もいますので、こうした多様な対応で柔軟な働き方ができるように、短時間勤務が可能な職場開拓を行います。

また、これとあわせ、勤務時間以外の過ごし方として、福祉サービスの利用を可能とするための支援員を配置しまして、一人ひとりの希望に沿った支援を進めてまいります。

今後も特別支援学校に在籍する生徒が社会で活躍することができるよう、就労支援と定着支援の推進を図ってまいります。

〔6番 世古 明議員登壇〕

○6番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

学校での支援の仕方と、そして今後、就労に向けてつないでいくこととの取組をさらに進めていただいて、誰もが輝ける三重県となるようお願いを申

し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後 0 時10分休憩

午後 1 時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。11番 田中祐治議員。

〔11番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○11番（田中祐治） 松阪市選挙区選出、自由民主党の田中祐治でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日はボリュームがたくさんでございますので、もう早速ではございますけれども、議長のお許しをいただきましたので質問のほうに入らせていただきます。

まず初めに、埼玉県での道路陥没事故を受けて質問をさせていただきます。今年 1 月28日、埼玉県八潮市の県道交差点内で突然道路が陥没し、走行中のトラックが落下するという衝撃的な事故が発生をいたしました。いまだ行方不明となっております運転手の早期発見と、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

この道路の陥没の原因は、交差点の地下10メートルにある呼び径4.75メー

トルの下水道管が腐食して破損し、土砂が流入し地中に空洞ができた結果、陥没したと見られております。この陥没した下水道管は42年前に完成したもので、標準耐用年数の50年に達していなかったにもかかわらず、事故は発生いたしました。

（パネルを示す）三重県にも六つの流域下水道処理区がございます。一番上の上段の北勢沿岸流域下水道北部処理区の供用開始は昭和62年度で一番古く、37年が経過をしております。あとの五つは平成以降の供用開始と比較的新しい管路ですが、埼玉県では耐用年数に達していないにもかかわらず、事故が発生をしております。

埼玉県の事例でも示唆されておりますように、流域下水道管が破裂すると、下水道の使用自粛や悪臭などは広範囲に及び、多くの県民の方々の生活に支障を与えることになります。このようなことから県民の皆さんは、自分たちの住む地域はどうか、不安な気持ちを訴えられております。

県では、この事故を受けて、流域下水道管路の緊急点検を実施されたというふうに伺っておりますが、どのように行ったのか、また今後同様の事故防止にどのように取り組んでいくのか、県土整備部理事にお伺いをいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（佐竹元宏） 埼玉県八潮市で発生いたしました道路陥没事故を受けての県の調査及び今後どのように取り組んでいくかについて、御答弁いたします。

埼玉県八潮市での道路陥没事故を受け、1月29日に国土交通省から流域下水道管理者に対し、下水道管路の緊急点検について要請がございました。

緊急点検は、1日に汚水を30万立方メートル以上処理できる下水処理場に接続する口径2メートル以上の下水管路が対象とされており、マンホールからの目視などで点検を行うよう要請されたところでございます。

本県には処理能力30万立方メートル以上の下水処理場がないことから、緊急点検の対象とはなってございません。

しかしながら、本県独自に国から点検要請されました対象管路の条件の一

つでございます口径2メートル以上と合致する管路につきまして点検を実施することとし、該当する三重郡川越町の北部浄化センターにつながる約5キロメートルの区間と四日市市楠町の南部浄化センターにつながる約2キロメートルの管路につきまして、2月の4日、5日と点検を行ったところでございます。

点検は、作業員がマンホール内に入り、腐食や土砂の堆積などの状況を目視で確認いたしました。管路は経年劣化があるものの異常は認められませんでした。

今後の取組でございますが、同様の事故発生を防ぐ取組として、日頃の点検・調査の充実により早期発見することが重要と考えております。

現在、下水道法で定められた基準に基づきまして、5年に1回の点検頻度で基準で規定された管路の点検・調査を実施し、その健全性を確保するため、必要な補修を行っておるところでございます。

今後は、管路の経年劣化等の状況を踏まえて、点検頻度を増やしていきたいと考えております。

また、現在、国土交通省において、道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会が開催されております。点検頻度や点検方法などについて、新たな方針が示された場合には、その方針を踏まえた点検・補修に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、県内六つの流域下水道処理区域で、約73万人の県民が下水道を利用されております。安心して御利用いただけますよう、適切な維持管理に努めてまいります。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。

マンホールの中に入って点検をしていただいて、結果は異常なしということで御報告いただきました。ありがとうございます。

また、点検の頻度を上げるという御説明もいただいております。

しかしながら、点検だけでは、なかなかこの事故というのは防ぎ切れない

というふうに思うわけでございます。

そしてまた、老朽化というのは年々進んでいくわけでございまして、工法の中には道路を掘り起こすことなく修復ができるリニューアルという工法もございますので、またぜひとも計画的に進めていただければというふうに思っています。

また、上水道におきましても、2月の11日、千葉県大網白里市で、24日には埼玉県所沢市で水道管が破裂し、水が激しく吹き出す事故が発生をしております。

そこで、県営水道の管理者であります企業庁長に、水道管の安全性の確認及び事故防止の取組についてお伺いいたします。

○企業庁長（河北智之） 県営水道の管路の安全性の確認と漏水事故防止の取組につきまして御答弁を申し上げます。

水道の管路の内部は満水の状態でありまして、ポンプで圧送、圧力をかけて水を送水しておりまして、水道管が地中で破損した場合には、管から水が吹き出して土砂を押しつけて地表面に漏水として現れます。

企業庁では、管路の安全性の確認と漏水事故の防止を目的に、管路の送水状況の24時間体制での監視や施設の点検を実施しております。

具体的には、浄水場から送り出された水量と送水先の給水地点、さらには中継地点にある加圧ポンプ所等におきまして、水の流量や圧力を常時監視しまして、漏水が原因と考えられるような異常な数値を検出した場合には、直ちに対応できる体制を整備しております。

また、検知では分からないような少量の漏水を早期に発見できますように、月に2回は目視による路面等の定期点検を実施しており、特に市街化された地域では3日に1回の点検を行っております。

今後もこのような監視と点検を引き続き実施するとともに、漏水の兆候を検知した場合には、周辺地域への被害を最小限に抑えられるよう、早急に対応してまいります。

また、管路の老朽化対策につきましては、企業庁経営計画に基づきまして

着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。

24時間体制で監視していただいている等との御答弁をいただきました。また引き続き、老朽化対策に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

そしてまた、各市町が管理する上下水道につきましては、もう県のほうから厚生労働省のガイドラインに則って通知等で連絡をしていただいているというふうに伺っております。今後も適切な指導・助言を行うとともに、国に対しましても交付金等の確保に向けた働きかけを要望して、次に移らせていただきます。

次に、地域の守り手となる建設企業の持続について、2点お伺いをいたします。

地域の建設企業はインフラ整備、維持管理等を支えるとともに、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う地域の守り手としての役割を担っております。

まず初めに、計画的な道路整備及び国土強靱化予算の確保についてであります。 （パネルを示す） 県土整備部の公共事業当初予算の推移を見てみますと、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策及び5か年加速化対策予算を活用し、重点的かつ集中的にインフラ整備に取り組んでこられました。そして、5か年加速化対策の最終年度であります令和7年度は、過去最大となる国土強靱化等予算を含め899億円と、令和6年度を約20億円上回る規模で通常予算を確保していただいております。

しかしながら、資材の価格高騰、あるいは労務単価の高騰によって、それを上回る勢いで進んでおりまして、公共事業の実質的な発注量は減少しているというふうに言わざるを得ません。

こうした状況が続きますと、中小企業の経営体力は弱体化し、担い手の安

定的な確保や企業経営に深刻な影響を及ぼしてまいります。対策といたしましては、公共事業の発注量をしっかりと確保する必要があります。まずは適切なインフラ整備や維持管理等を行うこと、そしてまた、特に道路事業は令和6年度の県土整備部公共事業当初予算の6割を占めていることから、計画的に推進していくことが効果的であると言えます。

（パネルを示す）また、県内交通網の骨格となる高規格道路及び構想路線を長期的なビジョンを持って整備するとともに、その道路をつなぐ県管理道路を整備することも重要であると考えます。道路整備を計画的に進めることは県民の利便性や安全・安心に寄与することはもちろん、県内建設企業にとっても将来的な事業の見直しにつながり、ひいては人や設備への投資にもつながってまいります。

しかし、公共事業を計画的に発注していくためには、十分な予算確保が必要となってまいります。まずは、国において6月を目途に策定が見込まれる国土強靱化実施中期計画から財源を確保することは喫緊の課題であります。

そこで一見知事にお伺いをいたします。計画的な道路整備及び国土強靱化予算の確保に向け、どのように取り組んでいくのか、意気込みをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 公共事業は選択と集中が非常に重要でありますし、必要なものに対して時宜を見て適時適切に対応していくということが何よりも大事だと思っております。

地域の建設業の皆さんは、私ども県が実働部隊を持っておりませんので、我々県に代わって県民の命を守っていただいているという認識でございます。非常に感謝をしております。去年の8月に松阪の堀坂川で堤防が欠損をして、堤防がもう切れそうになったときがありました。そのときには、もう夜中でも工事をやっていただいて、堤防決壊を防いでいただいたという実績もございます。

また、しばらく前にはパールロードののり面の崩壊もございますし、その

ときも直ちに対応していただきました。

大雪の場合にも建設資材、それから機械を出していただいて対応していただくことになりますし、それだけではありません。鳥インフルエンザとか豚熱のときにも建設業界の方にはいろいろとお世話になるということでございます。

建設事業の安定のためには、私どもも発注をなるべく平準化してやってかなあかんと思っていますし、またその発注額についても当然、働き方改革を踏まえたものにせないかん、さらには、担い手不足に対応するための発注の方法というのも考えないかん、こういうふうに思っております。

それが建設業の皆さんとの関係であります、道路の整備についてもお尋ねがありました。道路は地域の産業、それから観光だけではなくて、命を守るために必要なものでございますので、計画的に推進をしていく必要があると思っております。

さらには災害対応という観点も大事でありまして、これは御同僚の藤根議員、東議員からも既に御質問をいただいておりますけれども、半島に対する防災対策ということで考えていく部分が非常に大きい。

さらには公共事業の側面と言うと、リダンダンシーとかのり面補強、そういったことも考えていかないかんというふうに思います。

そのため、公共事業予算の確保が非常に重要でありまして、ただ国の当初予算は、御案内のとおり、シェアがございましてなかなか増えていかない。したがって、年末の補正予算を獲得に行く必要がある。中でも国土強靱化予算、これを増加させる必要があるということでございまして、令和6年度の補正予算では過去最大でございました令和5年度の補正予算、これを107%上回る、これは公共事業全体ですけれども、道路関係で言うと102%増ということで、過去最大の補正予算を確保してきたところでございます。

その結果、令和7年度の予算は既に御提案をさせていただいておりますけれども、お認めいただけるかどうかというところはございますが、平成30年、これは国土強靱化対策が始まった年ですが、平成30年度の当初予算と補正予

算の合計に比べると約1.5倍の予算ということになっておるわけでございます。今後とも道路整備、これは河川もそうなんですけれども、命を守るための河川改修、これも進めていくために国土強靱化の予算、これをしっかりと確保していきたいと考えてございます。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） 知事、ありがとうございました。

堀坂川の災害時には、わざわざ御視察いただきましてありがとうございました。

また、先ほど知事より国土強靱化予算の確保をしっかりと働きかけていくという力強いお言葉をいただきました。補正予算に大いに期待をさせていただきたいと思っております。

そしてまた、この災害が発生するたびに、いち早く現場に駆けつけて作業に当たっていただいておりますのが地元の建設事業者でございます。どうか地元の建設事業者もお育てをいただきますことを、併せてお願い申し上げます。

次に、適切な利潤確保についてお伺いをいたします。

冒頭にも申し上げましたが、地域の建設企業は災害対応など地域の守り手として県民の安全・安心の確保に取り組んでいただいておりますが、建設業の売上高、経常利益率は産業全体と比較すると低く、経営基盤の強化が課題となっております。県には、調査基準価格の算定式を上げていただいておりますが、落札率はまだ低い状況でございます。

（パネルを示す）この図は、令和5年度の東海4県及び全国の平均落札率ですが、全国平均は94%で愛知県、静岡県とも95.2%、岐阜県は94.6%、三重県は全国平均を下回る92.9%と東海4県で最下位、中部地方を含めても最下位の状況でございます。

この公共事業の予算というのは実勢価格で積算して、予定価格を設定していることから、実勢価格より低く受注すれば、その分、利益を圧迫している状況となります。総合評価方式でも調査基準価格に集中し、価格が決まって

いる要素が高い傾向にあるというふうに思われます。

適正な利潤確保のために、企業の負担にならないよう配慮しつつ、工事的物の品質と価格で決まるような仕組みの検討をお願いしたいというふうに思うわけですが、県土整備部理事の御見解をお伺いいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（佐竹元宏） 地域の守り手となる建設企業の適切な利潤の確保への取組につきまして御答弁いたします。

先ほども御紹介いただきましたように、地域の建設業は社会資本の整備・維持管理により県民の生活を支えるとともに、災害時には災害現場の最前線で道路啓開・復旧など緊急対応により県民の皆様の安全・安心を確保するなど、地域の守り手として重要な役割を担っております。

近年、就業者の高齢化や若手入職者が減少している中、地域の建設業が将来にわたり存続し続けるためには、担い手の確保や魅力ある職場環境を創出する労働環境の改善等、喫緊の課題に取り組む必要があります、そのためには建設企業は適正な利潤を確保し、経営の安定化を図っていく必要があると考えております。

このため、三重県では、令和6年4月、先ほど御紹介いただきましたけれども、ダンピング対策として調査基準価格の算定式を見直したところでございます。

その結果、令和5年度の平均落札率が92.9%、全国34位であったものが、令和6年12月末現在94.4%、令和5年度の全国相当で23位に上昇しております。

また、令和6年12月末の時点での総合評価方式の入札結果では、発注件数465件のうち77%に当たる358件で、技術評価点1位となった企業が落札しております。

このため、価格だけでなく、社会貢献度や技術力につながる工事成績、施工実績や技術提案などの要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の目的は、一定達成できていると考えております。

また、しかし一方で、このうち78%の280件が調査基準価格及び調査基準価格と同等の評価となる金額での入札となっており、課題も残っておりと考えております。

今後も引き続き、工事品質の確保はもちろんのこと、地域の建設企業が将来にわたり存続し続けられるよう、適正な価格での落札が可能となる入札制度につきまして、検討・見直しを進めていきたいと考えております。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。

先ほどの御答弁では、令和6年12月末の平均落札率は94.4%に上がっているというふうにお伺いをさせていただきました。

そして、順位のほうも34位から23位まで上がったということでございますけれども、この94.4%という落札率ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、令和5年度の静岡県、愛知県、岐阜県の落札率をまだ下回っているというような状況でございます。ぜひともこの落札率向上に向けて、さらなる御検討をお願いを申し上げまして、次に移らせていただきます。

次に、能登半島地震の「気づき」を踏まえた防災対策についてであります。能登半島地震に関連する質問は多くの議員がこれまでに質問されてまいりましたので、違った角度から2点お伺いをさせていただきます。

令和7年2月25日現在、能登半島地震による直接的な被害による死者数は228名、災害関連死はそれを上回る307名と多くの尊い命が失われました。改めて、お見舞いとお悔やみを申し上げさせていただきます。

地震や津波、豪雨などの自然災害は防ぐことはできませんけれども、堤防の整備、住宅の耐震化、住民の迅速な避難などにより直接的な被害を防ぐとともに、避難所の環境整備や、そして災害医療体制などを整備することによって、災害関連死を防ぐという対策を講じていかなければなりません。

まず、「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」の具体化についてお伺いをいたします。

（パネルを示す）県は昨年10月、能登半島地震支援活動で得た80項目の気

づき、課題ごとに南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針を作成しております。

一例を紹介しますと、断水するとトイレが使用できなくなり、衛生環境が悪化するため、早急に仮設トイレを設置するとともに、仮設トイレの供給体制を強化するという気づきに対し、関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化、また断水時にも使用できるマンホールトイレなどを整備するといった方向性が記述されております。

このほか、県、市町や防災関係機関の初動対応、避難所運営や被災者支援、公共インフラの復旧など多岐にわたっております。このように南海トラフ地震対策の強化に向けた取組には、県民の命と生活を守るための方向性があらゆる角度から示されております。これを絵に描いた餅に終わらせることなく、実際の対策につなげていかなければなりません。

そこで防災対策部長にお伺いをいたします。南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針の具体化に向けてどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針の具体化について答弁いたします。

この取組方針は、応援業務に携わった多くの職員の気づきから生まれたものであり、かつ市町と意見交換を重ねて策定したものでありますので、掲載した80項目につきましては、市町と連携し全力で取り組んでいきます。

その中でも、特に早期の具体化が必要となる取組については、可能な限り速やかに着手しております。例えば、応援職員の活動拠点の確保につきましては、今年1月に日本RV協会と災害時のキャンピングカーの貸与等を目的とする包括協定を締結しました。また、応援職員の派遣体制の強化につきましては、県内市町の迅速な相互応援を目的とした三重県版カウンターパート支援の体制、これはどの地域の市町がどの地域の市町を応援するかということをあらかじめ決めておくという体制なんですけれども、これにつきましては

も今年度中に構築できるように現在取り組んでいます。

さらに、令和7年度は、災害対策に必要な用途別の用地確保に向けた土地利用の検討、災害ケースマネジメント実施体制の整備に向けた指針策定、スフィア基準を踏まえた避難所の環境づくりについて、市町と共にモデル事業に取り組んでいきたいと考えております。

加えて、市町の取組を支援するための総合補助金を新たに創設しまして、例えば断水時の対応として取組方針にも記載しております防災用井戸の設置につきましても補助対象とするなど、財政支援を強化していきたいというふうに考えております。

また、少し時間のかかる取組につきましては、今後策定を予定しています南海トラフ地震対策に特化した計画にも位置づけまして、防災対策部が司令塔となって進捗管理を行い、取組方針の確実な具体化を図っていきたいというふうに考えております。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。

具体化につきましては、市町と連携して全力で取り組んでいくという御答弁をいただきました。

また、今年度の取組をはじめ、令和7年度の取組についても御説明をいただきました。南海トラフ地震はいつ発生するか分からないような状況でございますので、一日も早い対応をお願い申し上げたいと思います。

次に、ペットとの避難についてお伺いをいたします。

近年では、災害時に飼い主が犬や猫のペットと共に避難することがあります。

しかし、避難所によってはペットの受入体制がなく、受入れを断られたり、避難所にペットを連れていけないということで避難自体を諦めたという事例も発生をしております。

また、避難する側も動物が苦手な人やアレルギーのある方への対応策等も念頭に入れながら、事前の確認も必要かというふうに思います。

このようなことから環境省は、ペットと一緒に避難する同行避難を原則とするガイドラインを作成し、市町村にペット受入避難所運営マニュアルを作成するように呼びかけております。本県におきましても、三重県地域防災計画に「ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める」と記載されております。

この同行避難とは、ペットと共に避難することであって、避難所で共にペットと暮らす同伴避難ではございません。先ほど紹介いたしました南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針におきましても、ペットとの同行避難・同伴避難対策を検討項目に上げていただいております。災害時にペット同行で避難できることは、ペットや飼い主の心の安定にもつながるというふうに考えます。地域住民は、ペットを受け入れてくれる避難場所がどこにあるのかというのが分からないのが現状であります。早急に避難所でのペットの受入体制をはじめ、同行避難と同伴避難の概念の意思統一やどこの避難所ならペットと一緒に同行避難ができるのか、どこの避難所なら一緒に同伴避難ができるのか、またあるいはペットとの避難は禁止なのか、住民に分かるように県が市町と連携しながら周知を図っていただきたいというふうに思いますが、医療保健部長の御見解をお伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） ペットとの避難につきましては、先ほど議員からも御紹介にありました環境省からのガイドラインのほかに、内閣府の防災基本計画にも記述があり、本県の地域防災計画にも記述をしておるところでございまして、県としましては市町をはじめ関係機関や関係団体等との協力体制を構築するとともに、飼い主に対して平常時から備えるべき対策の啓発等が重要だと考えております。

県では、飼い主に対しまして、災害の発生時にペットと一緒に安全な場所に避難していただけます、先ほど議員からも御紹介ありました、同行避難と言っておりますが、これを理解していただくため、三重県動物愛護推進セン

ターでありますあすまいるを中心に、飼い主が平常時から備えるべき対策としましてペットフードや水等のペットのための防災用品の備蓄、避難所での共同生活に必要な犬・猫のしつけ等の普及啓発を行ってきたところでございます。

また、避難所でペットを飼養管理する同伴避難につきましては、避難所を運営していただきます市町に対し、研修会や担当者会議等で避難所における受入体制整備の重要性を呼びかけてきたところでございます。

このような中で、今年度は市町担当者を対象としまして、2月27日にペット防災に関する有識者を講師に迎えまして、能登半島地震から学ぶペットの災害対策について研修会を開催いたしました。

また、今月に開催を予定しております市町等防災担当者連絡会議の場において、同行避難、同伴避難の普及啓発やペットの受入れが可能な避難所の周知について呼びかけを行っていこうと思っております。

来年度は、引き続き、飼い主に対する同行避難の普及啓発を行いますとともに、市町向けの研修会において県内の先進的な取組の横展開を図るほか、新たに三重県獣医師会等と連携し防災訓練等も行なってまいります。

ペット防災につきましては、まだまだ普及が不十分なところもございますので、引き続き市町と共に取り組んでまいりたいと考えております。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。

いろんな取組の御説明をいただきました。しかし、住民側から見てみますと、なかなか伝わっていないというような感じを受けます。できれば、地域住民が一目で分かるような一覧表をつくっていただくなどして、市町と連携しながら、住民に周知できるようお願いをしたいというふうに思います。

以上を申し上げ、次に移らせていただきます。かなり時間が押してまいりました。申し訳ございません、尻切れとんぼになるかも分かりません。

次に、動物愛護及び管理について3点、お伺いいたします。

昨年3月には、飼い主のいない猫の対策についてというテーマで質問させ

ていただきました。今回は前回からの進捗状況の確認も含めてお伺いしたいと思います。

まず初めに、第3次三重県動物愛護管理推進計画についてお伺いをいたします。動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、三重県では令和3年3月に第3次三重県動物愛護管理推進計画を策定しております。この計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画としておりますが、令和7年度を目途に見直しを図るというふうにしております。

そこで医療保健部長にお伺いをいたします。令和3年度からこれまでの計画達成状況はどうか、また特に飼い主のいない猫についてどのような対応をされているのかお伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 第3次三重県動物愛護管理推進計画の達成条況についての御答弁申し上げます。

本計画では、殺処分ゼロに向けた取組、災害時などの危機管理対応、様々な主体との協創の取組を重点的な目標として取り組んでまいりました。

まず、殺処分ゼロに向けた取組につきましては、これまでの犬・猫の譲渡推進などの取組により、令和4年度、5年度の殺処分ゼロとして目標を達成しておるところでございます。

それから、災害時などの危機管理対応につきましては、ペットの防災用品備蓄等、防災対策を行っている人の増加を目指して取り組んでおるところでございますけれども、令和5年度時点ではまだ目標を下回っており、今後さらなる普及啓発に取り組むこととしております。

また、様々な主体との協創の取組につきましては、ボランティアや動物愛護推進員等、県の取組に関与いただく方の増加を目指しておりまして、これにつきましては令和7年度目標で1500人としていたところ、令和5年度に既に1738人と目標を達成しております。

また、飼い主のいない猫につきましては、この計画におきましては地域等からの相談に対して行った支援の応答率を指標としております。令和7年度

の目標を90%としておったところですが、令和5年度には91.2%と既に目標は達成しておりますけれども、より多くの相談に対して支援ができるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

〇11番（田中祐治） ありがとうございます。

ほぼ目標を達成されているというような御答弁をいただきました。

また、ボランティアや動物愛護推進員等につきましても、もう人数の目標も達成しているというふうなことでございますけれども、ボランティアの方々にあまり負担をかけないような配慮もお願いをしたいというふうに思っております。

そして、次に、TNR後の活動等について伺いをいたします。

TNRとは、飼い主のいない猫を確保して、不妊・去勢手術を行って元の場所に戻すという活動ですが、このTNR活動は行政のみならず、民間の保護猫活動家や団体がボランティアで行っております。さらにTNR活動は元の場所に戻すところで終わっておって、その後、猫の世話をする人が決まっていないことから、ボランティアの方々の負担が増しているというような状況にあります。

殺処分ゼロを目指すには、TNR活動だけではなく、地域住民の同意を得てTNR後も地域で守っていくといった地域猫活動を両輪と捉えて、理解の促進を行っていく必要があります。

昨年の方針では、地域と連携しながらTNR活動を推進していく、またボランティア団体と連携して人と動物が共生できる社会の実現を目指してまいりますとの御答弁でございました。

そこで、改めて医療保健部長にお伺いをいたします。TNR活動及びTNR後の地域での飼育管理や地域猫活動に対する理解・促進に県としてどのように取り組んでいるのか、また不妊・去勢手術は、これまであすまいる内にある動物愛護推進センターで月1回程度行っておりましたが、より利用しやすいように近くの動物病院で行っている方式をさらに拡大していったらどうか

と思いますが、御見解をお伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） TNR活動につきましては、取組を開始した平成29年度以降、約7500匹の不妊・去勢手術を行ってまいりました。

それから、三重県獣医師会への委託を通じて、県内約30の協力動物病院での不妊・去勢手術を行うことができる体制を取っておりまして、令和5年度には285匹の手術を行ったところでございます。

地域におけます猫の問題を解決するためには、TNR活動でなく、その後の飼養管理において地域住民を主体に、行政、ボランティア団体等が連携し、餌やふん尿の管理等を行い、一代限りの命を見守る地域猫活動を進めることが重要だと考えております。

しかしながら、TNR活動や地域猫活動に対する地域住民の理解が得られない場合もあり、ボランティア団体等から保健所に対しまして活動が円滑に進まないとの相談も寄せられているところでございます。

そのため、保健所では、ボランティア団体からTNR活動についての御相談があった場合には、地域住民の方に対してもその目的や手法について個別に説明を行うなど、理解を求めているところでございます。

TNR活動とともに活動後も見据えました地域猫活動について県民の皆様に広く理解してもらうことが重要であり、今後、県のホームページや啓発リーフレット等にも新たにその目的や手法を周知することも検討してまいりたいと考えています。

それから、三重県獣医師会に対しまして、協力病院の拡大も引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。一生懸命対応していただいているというのはよく理解できました。

しかしながら、ボランティア頼りが強過ぎるようにも感じさせていただいております。

県としてももっと現場に足を運んでいただいて、ボランティアの方々と共にいろんな対策を講じていただければというふうに思います。

そして、次に、飼育困難な猫の対策について伺いをいたします。

飼い主の高齢化や独居高齢者の施設入所、入院や死亡などの際、ケースワーカー、ケアマネージャー、社会福祉協議会等の福祉の専門職からボランティアの方への猫の引取り依頼があり困っているというような声を複数伺っております。

ボランティアの方々は、猫を減らすことで地域課題の改善を行っているのであって、猫の引受人ではございません。

それでも、不妊・去勢手術をされていない猫が屋外に逃れてしまうことの懸念から、捕獲するための餌代や手術代、そして運搬に係る燃料代等はほとんどボランティアの方々に負担をしていただいているのが現状でございます。

しかし、動物の愛護及び管理に関する法律の第35条によりますと、都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならないとあります。

三重県は、動物の終生飼育を推進していることから、不妊・去勢手術の実施はもちろん、ペットを飼い続けることが困難になったときに、譲渡先を見つけておくなどの対策を紹介しておりますが、福祉の現場で飼育困難になったペットは行政が窓口となって対応すべきだと思いますが、医療保健部長の御見解をお伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 動物の愛護及び管理に関する法律の第35条では、都道府県は犬・猫の引取りを求められた場合、これを引き取らなければならないと規定されておるところでございますけれども、平成24年の法改正によりまして、同法第7条に飼い主の終生飼養の責任が明記されております。

これを受けまして、飼い主責任の徹底を図るために、犬・猫の老齢や疾病等を理由に引取りを求められた場合、引取りを求める相当な理由がない場合は引取りを拒否できることも第35条に追記をされております。

保健所におきましては、飼い主から犬・猫の引取りの求めがあった場合には、まずは終生飼養が原則であること、それから飼養継続が困難な場合は、飼い主の責任において新しい飼い主を探していただけないか説明し、指導しております。

しかしながら、新たな飼い主が見つからない場合や生活環境への影響が懸念される場合、あるいは警察が収容した遺棄が疑われる飼い主不明の犬・猫の引取りがあった場合など、保健所はやむを得ない事由があると判断した場合には犬・猫を引き取るといった対応もしております。

今後、一層高齢化の進展により、犬・猫の飼育が困難となる飼い主が増加することが危惧されますので、引き続き市町、福祉関係団体と連携しながら、飼養可能な数を超えないための繁殖制限や飼養できなくなる前に新しい飼い主を探していただくなどの指導を行いながら、飼育困難な犬・猫の対策を進めてまいりたいと考えております。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。

保健所でできるだけ対応していただきますことと、あと福祉の現場におきましても、しっかりとした周知を図っていただきますようお願い申し上げますというふうに思います。

それと、動物愛護管理法の第39条には、協議会を組織することができるというふうに記載してございます。協議会の設置もしていただいているわけですので、しっかりとした協議会で制度設計を立てていただくことを要望してこの件は終わります。

最後に、孤独死・独居死について4点お伺いをいたします。恐らく3点ぐらいで終わるかも分かりませんが、申し訳ございません。

内閣府によりますと、孤独死とは誰にも気づかれずに一人きりで亡くなり、その後、相当期間放置されるような死を指すというふうに言われております。

まず初めに、高齢者の孤独死・独居死についてであります、（パネルを示す）この図は65歳以上の独り暮らしの動向ですが、男女とも増加傾向にあ

り、令和22年には男性は20.8%の約356万人、女性は24.5%の約540万人になると予測をされております。

(パネルを示す) この図は、三重県の高齢者死者数の推移を表したものです。令和5年度の65歳以上の高齢者死者数は2191人で、独居状態の方は721人と約3人に1人が独居死というような状況です。

そこで、医療保健部長にお伺いをいたします。未婚率の増加や核家族化の進行によって独り暮らしが増加をしております。福祉の現場におきましても単身高齢者の見守り、安否確認は市町が担っているというふうに思うわけですが、三重県としてどのような対策を講じているのか、医療保健部長にお願いをいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長(松浦元哉) 高齢者の見守りにつきましても、市町が民生委員や地域包括支援センター、あるいは社会福祉協議会などによる定期的な訪問、あるいは老人クラブなどによる友愛訪問など、市町を中心として様々な主体により実施されていると承知しております。

県としては、そうした活動を支援するために、市町や地域包括支援センター等の職員を対象としました研修会を行ったり、ネットワークづくりを支援したりしております。

また、全市町に対して実施していますヒアリングで把握した好事例を他の市町へ情報提供し、横展開を図っているところでもございます。

加えまして、日本郵便など地域を巡回する機会が多い七つの民間事業者と協定を締結しまして、日々行っています配達や訪問時に異変が見られた場合は、緊急性に応じて市町や警察等に連絡をしていただくなど、高齢者の見守り活動に協力をいただいているところでございます。

県としては、こうした取組を通じて市町における高齢者の見守りをサポートしていきたいと考えております。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番(田中祐治) ありがとうございます。

引き続き、市町における高齢者の見守り活動をしっかりとサポートしていただくことをお願い申し上げます。

そして、次に若者の孤独死・独居死について伺いをいたします。

午前中、世古議員も自殺対策について質問をされておりますが、近年では高齢者にとどまらず、若者にも孤独死のリスクが広がっている実態が明らかになりました。

(パネルを示す) この図は、警察取扱死体のうち独居死した独り暮らしの若者の令和6年6月までの半年間の暫定値です。15歳から19歳は42人、20歳代は431人、30歳代が512人の合計985人確認されております。

同じく三重県内におきましても20歳代が1人、30歳代が6人の合計7人となっております。

この数値を年間ベースに単純に置き換えますと、20歳代及び30歳代の若者が独居死した数は14人と推計をされます。このような若者の独居死の背景には、セルフネグレクトに陥っている存在が指摘されております。若年層、現代世代の孤独死の防止には、若者との接点をつくり不安に伝えていくことが必要だというふうに思います。県として若者の自殺を防ぐために、どのような施策を行っているのか、医療保健部長にお伺いをいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 若者の独居死、自殺対策について御答弁を申し上げます。

県では、これまで自殺予防電話相談ですとか対面相談を実施し、必要において保健所等において継続的な相談や支援を行ってききましたが、若者自殺者数が減少せず横ばい傾向にある中で、特に新型コロナウイルス感染症の影響により自殺リスクが高まったときに、令和3年度からSNSを活用しました自殺予防相談を実施しております。

令和5年度の相談件数が859件、令和6年度は1月末時点でございますが893件と相談件数が増えておりますので、令和7年度は回線数を1回線から2回線に拡充して対応をしていきたいと考えております。

また、若者が心の健康について考える機会として、心が軽くなる実践セミナーを県内3地域、オンラインで開催しているところでございます。

そのほか、YouTube広告において自殺予防普及啓発動画を配信しますとともに、来年度からはLINE広告を活用しての普及啓発にも取り組んでまいります。

引き続き、若者が利用しやすい相談ツールの活用など工夫を行いながら、若者の自殺防止対策に取り組んでまいります。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。

若者の相談件数が増えていることから、令和7年度からは電話の回線数を増やして対応していただくという御答弁でございました。一人でも多くの若者の命が助かりますよう、工夫してさらにお取組をお願い申し上げます。

次に、ゲートキーパーの取組についてお伺いをいたします。

（パネルを示す）2024年の小・中・高生の自殺者数は暫定値で527人となり、統計のある1980年以降で最多となったことが厚生労働省のまとめで明らかになりました。

内訳は小学生が15人、中学生が163人、高校生が349人でした。特に2020年以降、中学生は毎年140人以上、高校生は310人以上が自殺で亡くなっております。原因の動機は1位が健康問題、2位が経済・生活問題、3位が家族問題、4位が学校問題というふうになっております。

子どもたちの命を守るためにも、学校教育の中で子どもたちがゲートキーパーに関して学ぶことも重要だというふうに思います。ゲートキーパーとは、子どもたちが友達の心の変化などを感じ取り相談に乗る、あるいは家族の異変などにいち早く気づくことによって自殺が予防できることが可能となってまいります。

学校でのゲートキーパーの取組について教育長にお伺いをいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、学校におけるゲートキーパーの取組につい

て答弁申し上げます。

子どもの自殺を予防するためには、子どもが悩みを抱えているときに、身近な教職員や友人、保護者が危機に気づき声かけや見守りを行い、必要な支援につなげるゲートキーパーとしての役割を果たすことが重要となります。

教職員がゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう、学校では、個人面談やアンケート等を実施しまして、子どもの悩みやリスクを把握する取組を行っています。深刻な状況を把握した場合は、管理職や関係教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成するケース会議を開きまして、アセスメントに基づいた支援を行うとともに、必要に応じて医療機関等につなぎまして、専門的な助言を踏まえて対応しています。

県教育委員会では、学校の教育相談体制を支援するために、スクールカウンセラー等の配置時間の拡充等を図ってきました。

本年度は補正予算を組みまして、子ども、教職員、保護者に向けた自殺の未然防止のための動画教材を作成しているところです。この動画教材は、子どもが不安や悩みを抱えたときに、適切に他者にＳＯＳを出す方法や教職員が子どもからのＳＯＳを受けたときの適切な対処方法、それから保護者が子どものサインに気づけるようにするための啓発といった内容としまして、令和７年夏頃を目途に各学校に提供する予定でございます。

引き続き、関係機関や専門家と連携した対策を進めまして、子どもの自殺の未然防止にしっかりと取り組んでまいります。

〔11番 田中祐治議員登壇〕

○11番（田中祐治） ありがとうございます。

もうぜひとも動画教材を早くつくっていただいて、取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

もう時間がございませんので、孤独・孤立対策推進法についてにつきましては、もう要望とさせていただきますと思います。

令和６年４月１日施行の孤独・孤立対策推進法は、孤独・孤立に悩む人を誰一人残さず人と人のつながりが生まれる社会の実現を目指してまいります

というふうにあります。三重県におきまして孤独・孤立を限りなくゼロに近づけ、取組の推進を強く要望して質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

午後 2 時20分開議

開

議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。12番 芳野正英議員。

〔12番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○12番（芳野正英） 新政みえ、四日市市選挙区選出の芳野正英でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、今年度の一般質問をさせていただきますというふうに思います。

まず1点目、能登半島地震を踏まえた災害対策についてということでございまして、一つ目、災害対策における I C T の活用について質問させていただきます。

来年度予算に、孤立地域対策に取り組む市町の計画を強力に支援するため、新たにいのちを守る防災・減災総合補助金（仮称）を創設しますが、その中で特に孤立集落、三重県の調査では、2月27日の藤根議員の質問でもありましたけれども、過去最大クラスで127か所、理論上最大クラスでは202か所が孤立集落となる可能性があるというふうに答弁されていますし、さらにこの

孤立集落がどれぐらい起こるかという見直しもされるということを答弁されました。この調査では、北勢地域はこの孤立集落ゼロというふうになっておりますけれども、実はNHKが1月に能登半島での孤立集落の避難の現状を報じた特集番組がありまして、私も見ていたんですけれども、その中でNHKのホームページで、孤立可能性マップというのを紹介されています。

それを見ると、今日はちょっと資料でつけさせていただきます、（パネルを示す）これがNHKのホームページから借用しています孤立可能性マップなんですけど、このオレンジ色のところが孤立集落が発生する可能性のある地域というふうになっています。もちろん、南勢のほうは非常に多くなっているんですけど、一方で北勢、中勢も海岸沿いを中心に何点かNHKの予測では孤立地域が生じる可能性があるのではないかというふうに出ています。

これは恐らく液状化現象で道路が陥没してしまって、マンホールとかが浮き上がったとかして、道路が寸断されるということも想定をされているのかなというふうに思いますけれども、実際でも伊勢湾台風のときは、名古屋市内でも孤立した地域が生じたというふうに言われていますし、私の母なんか伊勢湾台風で被災していますけれども、やはりしばらくの間は水に浸かっていたという状況だったと聞いています。

もちろん、その時期と今では大分違っては来っていますが、そういう意味でも、北勢地域でも、どこの地域でも孤立地域というのが生じてしまうのではないかと。しかも、その前提で防災対策を立てていくべきではないかというふうに私は考えております。

また、今回の能登半島地震の際は、指定避難所に避難をしない自主避難の方々もたくさんおられました。能登半島の場合は発災後、3週間後に避難所は327か所あったと。うち自主避難所が175か所に上ったというふうに調査も出ておりますし、石川県が実態を把握するのに2週間以上かかったという事例もあったと言われています。

指定避難所の場合は、インフルエンザが蔓延するとか、先ほどの質問でもありましたけど、プライバシーやプライベート空間が保てないとか、そう

いったこともありますので、最近は自主避難を選択する方が増えてきております。そういう意味でも、この自主避難の人たちに適切な情報を与えていくためにＩＣＴが必要ではないかということを今、質問させていただこうと思っていますけれども、地震発災直後というのは情報も錯綜しますし、混乱も来すので、的確な対応をしていくためには、このＩＣＴ技術の活用が必要というふうに考えていますが、三重県はＳＮＳの投稿をＡＩでリアルタイムに解析して災害情報を収集するというスペクティという機能を令和３年度から導入しております。

これによって得られた情報を災害対策にどういうふうに活用しているのか、またそのＩＣＴを活用した安否情報とか支援ニーズ、これを被災者から直接入手できるような仕組み、こういったことも導入してはどうかと考えておりますけれども、まずは対策を防災対策部長からお聞きしたいと思います。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） スペクティの活用状況と被災者支援に係るＩＣＴの活用について答弁いたします。

まず、スペクティの活用状況についてです。議員に紹介いただきましたように、スペクティはＳＮＳに投稿された情報からＡＩが災害・事件・事故等に関する情報をリアルタイムに収集するシステムでありまして、県では令和３年度からスペクティを活用しています。

このスペクティは５階にありますオペレーションルーム内に設置しておりまして、災害情報に関する音声通知があった場合は、職員が速やかに内容を確認しまして、関係部局、状況によっては市町に情報共有を行うこととしております。

このスペクティ、大雨の際の道路冠水というのが結構ＳＮＳで入ってくるんですけれども、こういう情報があった場合は冠水範囲とか冠水状況を市町、あるいは関係部に共有をしております。

今後もこのスペクティを活用しまして、得られた情報を関係部局や市町に共有することで迅速な災害対応につなげていきたいというふうに考えており

ます。

次に、被災者支援におけるＩＣＴの活用についてです。能登半島地震では、自主避難所も多く開設されまして、被災者の避難場所や支援ニーズの把握に時間を要する事例がありました。このことからＩＣＴの活用は被災者支援における課題の解決に有効な手段であると考えております。

現在、マイナンバーカードを活用した避難者情報を把握するサービスや、スマートフォンアプリにより安否情報や支援ニーズを把握するサービスなどについて、開発や試験導入が進みつつあります。

一方、把握した情報の精査や取扱い、そしてＩＣＴに不慣れな人への対応など、導入した際に生じる課題についても考えていく必要があるというふうに考えております。今後、他県の先進的な取組事例を具体的に調査しまして、また市町ともしっかり意見交換をしながら、被災者支援におけるＩＣＴの活用について検討をしていきます。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） ありがとうございます。

スペクティを活用しているほかの都道府県もありまして、福井県なんかだと、話を聞いていると、北陸地方は結構ＳＮＳを活用している人が少ないということで、やはり情報の量が少ないというような点があったというふうにもお聞きしているんですけど、そうは言いながらも、やっぱり今の御時世ですから、いろんな投稿情報を基にそれを分析していただくというのは、これは活用としては十分にやっていただけるのかなというふうに思うんですけど、同時に先ほど、これはまとめてお聞きしたんですけども、やはりＳＮＳからの情報だけではなくて、実際に避難をされている方からのリアルな情報、救難の情報ですとか、そういうところを収集できるような、そんな活動ができないかなと思っています。

先ほどもいろいろと今後の、スマホ等々も含めた開発をされていくということなんですけど、例えば三重県が今年度から導入した防災アプリは、私もいろんなところで県政報告をやる時なんかには皆さんに紹介をして、なるべ

く導入してもらおうというふうに思っているんですけども、そんな中で皆さんから声があるのは、せっかくこういうアプリがあって、これは今のところは県の情報を皆さんのところへ周知するための有効な手段だと思いますけれども、あわせて、今の時代ですからチャットボット機能みたいな感じで、そちらから発信ができるというようなことですね。もちろん、これは偽情報とか誤情報ですとか、いたずらみたいなこともあるかもしれないので、どこまでそれをしていくか、またやはり一番には市町にそういう情報が行ったほうがいいので、県がどこまでそれを集約するかということもあると思いますけれども、そういう相互交流ができるような交流機能を使った安否情報とか災害情報の確認、こういうことにも活用できないかなと思っているんですが、この点いかがでしょうか。

○防災対策部長（楠田泰司） いろんな方法はあるかと思うんですけども、安否情報とか被災者ニーズを把握するためには、やはり他県なんかではマイナンバーカードの登録情報をあらかじめ入れています。つまり、誰かということ特定するようにしているという例があります。

ですので、そういったこともろもろ調査をさせていただいて検討していきたいというふうに思っております。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） ありがとうございます。

マイナンバーカードによる個人の特定とか、あとは携帯電話がついていれば、位置情報とかもそれで取れますので、確かにそういう形でそれぞれで地域で避難されている方々の情報、安否情報とか確認、そういうことが早急に取れるような形での支援をぜひお願いしたいと思います。要望させていただきます。

2点目に、同じくこの能登半島の震災に学ぶというところで行くと、藤根議員も指摘されていましたが、ちょうど2月の6日の日に、同じように私たち新政みえで石川県庁を訪れて、被災状況の聴き取りをさせていただいたんですけど、そのときに私のほうからは海上からの支援がどれほど活動でき

たのかということを質問させていただきました。県庁の危機管理の部門の方からは、今回、能登半島の地震の場合は海底隆起が起こって港湾が十分に使えないようなところもありまして、金沢港とか裏側の富山湾のほうの七尾港とか、こういうところには支援は少しあったんですけどという答弁でした。

本当にそうなのかなと思ってちょっと調べてみますと、（パネルを示す）これは内閣官房の船舶活用医療推進本部というところが出している資料なんですけど、これを見ますと、これもちょっと細かいんで申し訳ないんですけど、これは実際にどういうふうに支援があったかという資料でありますけれども、自衛隊とか海上保安庁、それから水産庁ですね、官庁の船舶が特に発災直後、下の図表で言うと発災直後からどれぐらい出動して取り組んでいたかと、こういうことが示されてきています。

もう1点、これも同じ資料なんですけど、（パネルを示す）これもちょっと細かくて申し訳ないんですけど、これは民間船舶ですね。民間船舶でいろいろ、フェリーですとか、あと高校の、水産高校とか、あと富山高専ですね、弓削商船高専の豊島丸という元練習船なんかも活用されたりとか、こういうそれぞれの船が、これはどちらかというが発災後に海上物資の支援ですとか人員搬送、こういうことに出動されておられました。

こういうふう to 実際、災害が起こったとき、藤根議員の質問でも半島防災という話がありましたけれども、やはりこの三重県は海岸線の長い県でありますので、そういう意味では、海上からの支援というところ、道路が寸断された場合の海上支援、こういうところは非常に強力な支援になってくるのかなというふうに思います。

三重県の地域防災計画では、海上保安庁に対して知事、または場合によっては市町長が応急措置の実施要請の要求ということができることになっていますし、2月27日の時にも知事から海上保安庁は自衛隊と違って早急に対応ができるということの答弁をいただいていますけれども、この地域防災計画とか、あと受援計画では非常にいろいろ海上からの支援について記入されています。私もいろいろ調べていると、ちょうど東日本大震災直後のいろんな

海上からの支援、各都道府県がどういう対応をしているかみたいな、計画にどれぐらい盛り込まれているかというのを、平成25年とか26年ぐらいの国土交通省の会議を見ていると、三重県はその各計画に対して海上からの支援の書き込みが早いというふうにモデル的に実は結構書かれていたんです。それは10年前の話ですけれども。

ただ、そこからこの広域受援計画とか防災計画に書かれていることが、じゃあ、実際本当に発災したときに機能するかというのはまた別の問題だと思うので、ここをちょっと聞いていきたいなというふうに思うんですね。

三重県としても非常にいろんなところと連携協定を結ばれていると思います。そういう連携を特に、例えば広域受援計画では、海上運送事業者や港湾運送事業者について、緊急輸送の受入れ及び協力要請を行うというふうになっていますけれども、こうしたそれぞれの計画に基づいた、それを踏まえた協定、どういうふうな協定を今、結ばれているのかということと、その実際の支援体制をどう構築しているか、これは海上保安庁だけではありません、民間も含めたそうした支援体制の構築についてお伺いしたいというふうに思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 災害が発生しますと、いろんなフェーズがあるというのは今までる議会の場でも申し上げてきたとおりでございまして、まずは人命救助ということになります。

その前に重要なのが情報の収集ということですが、情報収集はやっぱ空からでないとなかなかできません。空のアセットを持っている部隊というのはほとんどなくて、自衛隊と海上保安庁がメインになってくるので、そこからの情報をとにかくもらうということが重要であります。

その上で、陸で救助に行けたらいいんですけど、半島の先は陸ではなかなか行けないことがあるということをお想定しておく必要がありまして、そのとき、空、または海からの救助ということになります。空と海はそれぞれメリットがありまして、空の場合は警戒をする必要が全くありません。空中を

飛んで行きますんで。ただ、輸送量が限られとるというデメリットがあります。

海の場合は、輸送量はある程度持っていけるんですけども、これは道路啓開の話があるんで陸のことは皆さん御存じなんですけど、海のことはあんまり御理解がないかもしれませんけど、航路啓開が必要になります。先ほど議員から能登半島地震のときの海底の隆起の話がありましたけど、海底構造が変わりますんで、まず測量船を出して海底を調べてもらう必要があります。測量船を持っているのは海上保安庁と海上自衛隊ですので、その船を持って行く必要ある。その上で、船による救助、あるいは物資支援、これが必要になってくるということでもあります。

一番大事なのは、もちろん計画をつくるのも大事なんですけど、早よ出てくれと言わなあかんのです。御指摘をいただいたように、海上保安庁の場合は法律の縛りがないので、災害出動というような命令なしで出ますので、通常から行動している警察機関ですから、これは自分で動くんですけど、ただこれもお願いするとせんではやっぱ違うので、令和4年の12月に第四管区海上保安本部と包括協定を結びました。第四管区だけではなくて、私が知事でおりますときには、本庁に連絡をしてすぐに動いてくれと言います。

自衛隊も実は、釜を炊くという言葉が聞かれたことあるかもしれませんが、自衛隊の艦船は海上保安庁の船艇と違いまして動くのに時間かかるんです。準備も必要なんですけど、これを急いでいただく必要がありますので、そのためには内閣官房の危機管理監から強力な指示をしてもらう必要がある。それで、この間、危機管理監が代わられたので話に行ってお願いをしてきた。直接電話をしますと、危機管理監のほうから自衛隊に指示を下ろしてくださいと。そういう現場を私も何度も見ているので、そういうことをやってもらう必要があるということでもあります。

人命救助が終わりましたら、今度は物資の支援、あるいは病院、病気になられた方々を民間船でも運ぶというフェーズになってまいります。

御質問いただいた一つ目、協定でありますけど、先ほど申し上げた海上保

安庁との協定もあります。それから、民間団体とも協定を結んでおります。例えば、漁船を中心に活動していただいている水難救済会、これは海上保安庁関係の組織でありますけれども、そことも協定を結んでいますし、あるいは災害時の輸送に関する協定を旅客船協会でありますとか小型船安全協会と結んでいますし、タンカー海運組合などとも結んでいるところでございます。時宜に応じて、最初は人命救助、その次には支援、こういった形でそれぞれの団体をお願いをして動いていただくということになると思っております。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

海上保安本部との協定は東海地方初ですね。奈良県に次いで2番目ですか。知事が記者会見でおっしゃっておられたなと思いますけれども、そうした海上保安庁との強いコネクションで強力に三重県のほう、しっかりと取り組んでいただければなというふうにも思うんですけども、実際にそのころはある程度、道筋が見えるんですけども、やはり民間船舶の活用というのが、先ほどお示したように、発災直後ではないので後々になってくるんですけど、しっかりとここの連携とかをどういうふうにしていくのかということの取組を進めていかないといけないなというふうに思います。

また、先ほどの海上の航路啓開ですね、これをしていただくのにも全日本漁港建設協会とも協定を結ばれて、そうした交通障害物の除去とか漁港施設等の仮復旧工事もやっていくというふうにおっしゃっていて、この広域受援計画では、海上輸送拠点や漁港は大体1日から7日以内に啓開するというふうになっているんですね。

でも、やはり今回能登半島の震災を見ていると、本当に海底隆起が起こった場合は、なかなか何年もかかってしまうというようなこともありますので、この辺は広域受援計画等々でも記載の見直しといたしますか、もちろん原則はそうなのでしょうけれども、こうなった場合というイレギュラーなことも今後は見直していく必要があるのかなというふうには思っていますし、そこはぜひ検討をよろしくお願いいたします。

こういう協定を現実的なものにするためには、やはり通常の避難訓練で、そういうところをどうやって訓練していくか。図上訓練でもいいんですが、この辺り、訓練という場面では、この海上輸送支援の部分でどういうふうな対応を取られているかというのをお聞かせください。

○防災対策部長（楠田泰司） 民間団体との訓練というのもこれまでもやっておりまして、例えば今年度ですと、昨年12月8日に三重県・志摩市・鳥羽市総合防災訓練というのを志摩市で行いました。

その際は、三重県水難救済会にも一緒に来ていただいて、警察、消防、それから国土交通省のテックフォース、こういったところと一緒に連携した訓練というのをやっております。

今回、能登半島地震で海路からの物資の輸送、人員の搬送ということがすごく重要視されるということが分かりましたので、今後もこういう訓練をこれまで以上に積極的にやっていきたいというふうに考えております。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） ありがとうございます。

ぜひいろんな形で訓練と一緒に取り組んでいただくということをお願いしたいというふうに思います。

もう1点、海上からの支援というところで言うと、病院船というものの整備、これは私、ずっとコロナ禍のときに結構、病院船も話題になりまして、これを進めていければなと思っていたんですが、やはりそういう災害時ですとか、緊急時にはこうした病院船って活用が必要かなというふうに思っていますけれども、先ほどもちょっと出しましたが、船舶活用医療推進本部というのは、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律という長い法律が今年の6月に施行されまして、いよいよ病院船の整備というのが進み始めるというふうになってきています。

（パネルを示す）これもそのときの資料ですが、来年度以降はこの病院船を実際に運用していこうと、その運用指針なんかも示していこうというふうになっていますが、当面は病院船というのは新造するのではなくて、

既存のフェリーとかを活用して病院船に転用していくというところなんです
が、それを各都道府県も地域防災計画ですとか、もしくは病院船ですから医
療計画等々にも書き込みをしていくということが要望されていくと思います
が、この病院船の推進に向けて県としてどのように取り組んでいくのかをお
聞かせください。

○知事（一見勝之） 病院船は米軍が持っておりまして、6万トンを超えるタン
カーを改造した大きな船で、太平洋艦隊にマーシーという船、そして大西
洋艦隊にコンフォートという船がありまして、ヘリコプターも搭載していま
すが、何よりも病床は、ICUが80床あって、一つの船の中にですよ、それ
から中間治療病床が400床、軽症の治療病床500床というすごい規模なんです。
一時期、私が海上保安庁におるときに、私は行けませんでしたけど、横須賀
港にたしか寄港したんですよ、すごい規模の船です。こういうがあると
半島で災害が起きたときも、沖にそれを係留して病人を運んできて、アメリ
カもこれを着岸しない運用をするはずですから、沖に係留しておくんですね。
非常に役に立つということなんです、維持費が非常にでかいんです。アメ
リカが発表している資料でいきますと、人件費を除いて年間約10億円から約
17億円ということです、実は私、海上保安庁におりましたときに、病院
船の話はありました。海上保安庁で持つべきであるという話もありましたが、
なかなかこの維持費が捻出できない。かつ、海上保安庁の問題は医務官がお
りませんので、自衛隊の場合はおりますから、そういう意味では自衛隊のほ
うが適切ではないか。アメリカも軍が持っていますよという話をしていたわ
けです。

ようやく日本も、議員の御指摘のように、海に病院を浮かべて、そこで受
け入れるということになりそうでありますので、これはぜひやっていただき
たいというふうに思っております。

ただ、実施するのはやっぱりこれだけの予算がかかりますし、それから日
本のどこで災害が起きるのか分かりませんので、県が持つというのはかなか
難しいでしょうということでありまして、国が持つということになると思

いますので、県としてもぜひにということで声を届けていきたいと思っています
るところでございます。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

確かに維持費がかかるので、だからこそ国としても常設というよりは、まずは既存のフェリーを活用してということなんだろうなと思います。

ただ、これは平時も、三重県単独で持つのはなかなか難しいですけれども、例えば紀伊半島とか四国とかと連携しながら移りながら地域医療の支えになるとか、これは国の議論を待たなあかんと思いますが、そういう活用も今後はやっていいなというふうな思いもありますので、国の流れの中で、ぜひ来年度以降、地域防災計画等々への書き込み等もよろしくお願ひしたい
と思いますし、海底隆起を想定した受援計画の策定改定もぜひ検討いただければというふうに思います。

時間が大分なくなってきたので急いで行きますけど、防災教育についてなんですけれども、今、それぞれの地域での防災と一緒に勉強していこうということで、2024年9月7日に能登半島で3.11メモリアルネットワークという公益社団法人が災害と教育と題して、能登半島地震を未来に生かすというシンポジウムを開かれました。やはりその地域の中学生、高校生は防災の担い手にもなっていただきますので、ここをやはり教育の中でも進めていただければと思っています。

三重県内でも四日市市の北星高校が10年以上にわたって四日市市内の富田地区連合自主防災隊と合同避難訓練を実施しております。（パネルを示す）これは昨年の5月9日に行いまして、実は私も参加してきたんですけど、この北星高校から向こうに見える山のほう、これ久留倍官衙遺跡というのがある丘ですけど、そこへ向かって大体1.3キロメートルぐらいを、緑の服を着た方が地域住民で支援が必要な被災者ということでリアカーに乗せて、前の3人の高校生が引いていくと。ちょっと金髪の子もいますけれども、こういう高校生のみんなと一緒にやって避難訓練するというのを実施しました。

また、命の矢印プロジェクトと言って、（パネルを示す）これは北星高校のボランティア部の皆さんが考えたやつなんですけれども、これは横でスパッと切っていただいて、高台の方面に矢印を向けると、町なかを歩いていてもどこが高台か分からないという場合があるので、このシールを玄関先とかに貼っておいて、初めてそこを通る人でもどこが高台か分かるというものを作成しました。

こういう取組を基に、この北星高校と富田地区連合自主防災隊の活動が昨年2月の16日に総務省や消防庁による防災まちづくり大賞で総務大臣賞を受賞したというところでありますし、9月の13日には防災功労者内閣総理大臣表彰も受けました。12月には、みえの防災大賞を受賞して、知事もその授賞式に出いただきましたけれども、こうした地域の皆さんと連携した防災教育についてどういう形で取り組んでいくのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、地域と連携した防災教育の取組について答弁申し上げます。

学校と地域が連携し、それぞれの地域で想定される被害に応じた防災教育を実施することは、危険な場所についての情報共有とか災害対応の協力関係の構築が進み、災害時の児童生徒の安全・安心の確保につながることから、その促進を図る意義は大きいと認識しています。

県立学校と地域が連携した取組は、北星高校の取組以外にも事例がございます。例えば紀南高校では、地元企業から提供を受けた協賛品で生徒が非常持出袋を制作し、その販売収益で津波避難所への案内板、ピクトグラムを設置する取組を行っています。また、志摩高校では、生徒が高齢者の防災対策について学び、地域の高齢者に災害に備えて準備してほしいことを伝える取組を行っています。

そして、今後ですけれども、まずこれを押さえておきたいんですけれども、県立学校と地域が連携した防災教育というのは、学校だけでできることでは

なくて、地域の理解と協力があつてこそ実施できる取組と考えています。

県教育委員会では、これまでも北星高校などの地域と連携した取組を学校防災リーダー研修会などで情報共有してまいりました。

また、小・中学校における地域と連携した防災教育の活性化に向けまして、市町教育委員会との間で定期的に優良事例の情報共有を行ってまいりましたし、学校からの要請を受けて学校防災アドバイザーの派遣を行ってきたところです。

今後も引き続き、優良事例の情報共有を行いまして、気運醸成を図るとともに、県立学校から相談があつた際には、実現に向けて必要な情報提供や助言を行うなど、地域と連携した防災教育の取組が一層広がるよう、取り組んでまいります。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） ありがとうございます。

ぜひ防災教育を広めていただければと思いますし、このテーマは次の探究学習に流れていくように設定をしたんですけども、要はそういう地域と連携するというのは、これは大事やと思うんですね。ですから、学校の中での防災だけではなくて、地域とどううまく連携していくか、地域の皆さんとコミュニケーションを取っていくかということだと思いますので。

そのまま2番の、探究学習に流れていきたいと思いますが、2022年から高等学校において総合的な探究の時間というのが設けられました。探究学習というのは、生徒自ら課題を設定して解決に向けて情報収集して、それを周囲の人と意見交換や協働して発表していくと、こういう教育でありますけれども、（パネルを示す）ちょっとパネルを用意しましたが、知識偏重、暗記重視ではなくて、社会とどう関わっていくかですね。これは文部科学省が発行していますけれども、探究学習を解説したパンフレットからも引用させてもらいましたが、やはりどのように社会と関わるか、知識及び技能ももちろん必要なんです、それ以上に思考力とか判断力、そして表現力を求めていくと、こういうことでありますし、（パネルを示す）また課題を設定したら、

その情報収集して整理・分析する、これをみんなで一緒にやりながらまとめて表現する、その表現からまたさらに課題が設定されて、情報収集して分析をしていくというスパイラルで上の上の段階へと結びつけていくと、こういうことをしていこうというのがこの探究学習でありますけれども、今、三重県の中ではどのような取組をされて、どういう成果が現れているのかをお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、探究学習の成果について答弁させていただきます。

今、御紹介のありました探究学習、その核になるのは総合的な探究の時間という学習時間なんですけれども、これは令和元年度入学生から先行して実施されておりまして、今年が実質6年目の年度になっています。

総合的な探究の時間で、この探究活動に年間を通して取り組むことによって、生徒の主体的に学びに向かう力や課題解決能力を育むことを目指しています。

各学校の総合的な探究の時間において、生徒は自ら設定した地域が抱える課題や学科の特色に関係した課題について情報を収集・分析し、考えをまとめながら探究学習に取り組んでいます。

ちょっと事例を申し上げますと、議員のお膝元の例えば四日市農芸高校では、農業科学科、食品科学科、環境造園科が連携しまして、地産地消や6次産業に係る課題解決、ドローンを活用したスマート農業等に取り組みながら、農業の担い手不足の解消をテーマに探究学習を行っています。

生徒の探究学習の取組は、全国レベルの各種コンテストでも数多く表彰されています。昴学園高校の生徒による住みやすい町大台町を空き家で人口増加プロジェクトという取組は、地方創生政策アイデアコンテストで全国最高賞を受賞していますし、明野高校の生徒による食品廃棄物を飼料として有効活用した養豚の取組は、イオンエコワングランプリで最高賞をそれぞれ受賞するなど、極めて高い評価を獲得している取組もございます。

また、県内の取組としては、毎年1回、みえ探究フォーラムというのを
行っておりまして、各校が優良事例の取組を発表しております。その中には、
参加者がその中でいろんな事例を学びまして各学校にフィードバックして、
その探究活動がよい方向に循環しているということもありますので、我々と
してはこの循環の方向性をしっかりと維持し、今後とも発展させてまいりたい
と思っています。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

実は3月1日、高校の卒業式でしたけど、私、四日市農芸高校にたまたま
ですけど行っておりまして、来賓で出席させていただきました。そのときに、
答辞を述べられた3年生の生徒なんですけど、野球部のマネージャーをやっ
ていたんですけど、ちょっと辞めざるを得なくて挫折しているところで、まさ
に先ほどおっしゃった農業プロジェクトのプロジェクトリーダーになって、
もう本当に苦勞しながら、でもそれを成功できて本当にこの3年間、よかつ
たという感動の答辞を述べられて、場内が本当に涙したんですけど、本当に
生徒の皆さんの頑張りとかが評価されるような場所というのができつつある
のは本当にすばらしいことだなというふうに思うんですけれども、一方で実
業高校というのはそういう意味では、おっしゃったように、私たちも新聞を
読んでみると、いろんな高校が企業と連携して新商品を開発するとかという
のを結構見聞きするんですけれども、やはり普通科の高校の改革というのが
難しくなっていると思います。

文部科学省も普通科改革を全国的に展開しようとしていますけれども、そ
れを受けて三重県もこの4月から川越高校普通科と国際文理科が探究科と国
際探究科に、そして上野高校の普通科も学際探究科に改編するということで
ありますけれども、この改編の意義とどういう事業を行っていくのかという
のを聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、川越高校・上野高校両校の学科改編等につ

いて答弁させていただきます。

文部科学省では、画一的な教科指導になりがちな普通科高校の特色化・魅力化を図るために、普通科高校の改革を進めておりまして、その取組の一環として新しい学科の設置を令和4年度から可能にしています。その学科というのは二つほどタイプが示されておりまして、一つは総合的な探究の時間を学習の軸に据えて、文系・理系の枠を超えた複合的で先端的な学びに取り組む学科、もう一つが地域の課題解決を図る学科となっています。

本県では、このうち最初に申し上げた文系・理系の枠を超えた複合的で最先端の学びに取り組む学科として、令和7年度入学生から川越高校と上野高校に探究科を県内高校で初めて設置いたします。

両校では、探究学習に係る科目の時間数を大幅に増やしまして、地域の方々や専門家、大学生からのサポートの下、専門性の高い探究学習に取り組むこととしています。

川越高校ですけれども、学年の枠を超えた探究学習のグループを編成しまして、上級生が下級生をリードしながら主体的・協働的に探究学習を進めます。また、同校の特色の一つである海外研修や独自の英語教育プログラムをさらに充実・発展させた学習活動にも取り組みます。

上野高校ですけれども、環境問題や貧困問題等の現代の諸課題の解決に向けまして、政治・経済や倫理等の文系科目からのアプローチだけではなく、化学や生物等の理系科目やデータサイエンスも交えて考察するなどして、多様な視点から探究学習を進めてまいります。また、国内外のフィールドワークや海外研修によりまして、生徒が多様な分野の学びや最先端の体験を積む機会を設定いたします。

今、全ての県立高校において育てたい生徒像や魅力ある学校づくりに向けた指針として、スクールポリシーを策定の上、目指す学校像の実現に向けて取組を進めております。

学科の改編というのは、学校改革の重要な手法の一つですけれども、魅力ある学校の実現に向けた取組の選択肢はそれだけにとどまるわけではござい

ません。

例えば、特色ある授業科目の設定ですとか、習熟度別の講座や少人数の講座を開設することなどがございます。

現在のところ、川越高校・上野高校に続いて、この普通科の改編を検討している学校はないんですけれども、県教育委員会としては、今後もこれからの各学校の特色化・魅力化の取組を支援しまして、生徒が学ぶことの楽しさや成長を実感できるような学校づくりを各学校と協力しながら推進してまいります。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） ありがとうございます。

全校でやっている探究科ですので、この2校の取組が先進的になって、ほかの普通科の高校にも及ぶようになっていただくといいなと思っていますし、教育長は、ちょっと時間がない中でお話いただくのであれですが、多分探究学習に対する思いというのは強いんだろうなというふうに思います。

1月に津で「夢みる小学校」という映画の上映会とシンポジウムをやりましたが、教育長にも来ていただいて、あれは小学校とか中学校の事例でしたけれども、きのくに子どもの村学園の取組を見ていただきましたけど、自ら学ぶ力を起こすことによって学習に対する意欲を出して、それが学力の向上につながると私も信じておりますけれども、一方で探究学習ってやっぱり課題もあるのかなと。

NPO法人カタリバいうところが毎年アンケートを実施していますけど、やはり探究学習を推進する校内組織の設置というのは8割を超えているんですけど、探究推進担当の教員の皆さんの9割がやはり課題を感じているというふうなアンケートがあります。もうちょっと時間がないので、あまり説明はしませんけれども、県としても、教育長としても探究学習の課題というのを把握されていると思うんですが、その課題に対してどう向き合っていこうと考えているのかをお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、探究学習の課題にどう対応していくのかですけれども、探究学習は、これまでの教員が主導して教える学習とは異なりまして、生徒自身が課題を設定し、主体的に考え取り組んでいく学習でございます。そのため、生徒も教員も学習の質の転換を意識して取り組む必要がございます、乗り越えるべき課題も少なくありません。例えば、課題設定に時間がかかってしまうと、その後の情報収集や考察に時間がかけられず探究学習が深まりのないものになってしまうことや、グループでの取組の場合、人任せになってしまうことが指摘されています。また、教員のほうも生徒の自主性を引き出す授業力、これを身につける必要がございます。

このような課題に対応し、生徒の主体的な取組を引き出すためには、生徒の学びをサポートすることが重要と考えます。

このため、まずは各学校での学習成果のデータベース化を進めまして、生徒が過去の研究事例を手軽に閲覧し、自身の探究活動の参考として円滑に取り組むことができる環境づくりを推進してまいります。

それから、県内高校生の探究学習の成果の発表の場でありますみえ探究フォーラムへの参加を通して、各学校それぞれの探究学習が活性化していく好循環が生まれておりますので、今後もより多くの生徒の参加を各学校に呼びかけるとともに、参加校以外の教員も発表を見て自校の探究学習の取組のヒントの場として活用するよう、気運醸成を図ります。

それから、探究学習に係る教員の指導力向上の取組としましては、令和5年度から総合的な探究の時間の意義や進め方について、オンデマンド形式で研修を実施しています。これに加えまして、来年度からは探究学習の専門家を講師に招いた研修を新たに実施しまして、サポート力、コーチング力などの探究学習に求められる指導力の向上を図ってまいります。

あともう一つ、来年度の新たな取組として、農林水産部との連携がございます。農林水産部から県内の農林水産業が抱える14の課題を提供していただきまして、探究学習に取り組むものでございます。農林水産部の担当者の出前授業やアドバイスも受けまして、課題解決に向けた学習を進めてまい

ります。

今後も探究学習の充実に向けて課題の克服を図りつつ、前向きで、かつ真摯な取組を積み重ねてまいります。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

昨年8月にみえ高校生県議会というのがありまして、教育長も出席いただいたと思うんですけども、いろんな課題を高校生の皆さんが発表、質問されて我々も答弁したんですけども、あれは探究学習でどの学校も活用されていましたが、これは本当に、自画自賛じゃないですけど、県議会としてはいい取組なんじゃないかなと思いますし、先ほど農林水産部との連携という話をされましたけど、あのときの質問では地域交通の話ですとか、あとは経済の活性化というか、地域の食とかの発展みたいなのも質問がありましたけど、そういう意味で考えると農林水産部だけじゃなくて今後は、防災対策もそうですけど、いろんな課題を高校生にぶつけて、高校生にその解決を考えてもらうということもいいのかと思うので、全庁を挙げてそういう課題に、高校生のみんな、我々県庁組織、県議会も含めて取組を一緒になって三重県を変えていこうという、そんなメッセージを発せられたらいいなというふうに思っていますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひますし、この問題については、先ほど川越高校と上野高校以外の普通科改編の取組はないというふうにおっしゃっていましたが、今後の発展次第によってはいろいろ考え得るのかなと思いますので、引き続きこの問題は取り組んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次、3番目の障がい者スポーツについてに移ります。デフリンピックというものをまず紹介させてください。

（パネルを示す）実は今年11月に東京でデフリンピックというのが開催されます。聞こえない、聞こえにくい人のためのオリンピックというふうに言われていまして、国際ろう者スポーツ委員会主催で4年ごとに開催されるスポーツ大会。実は第1回は1924年、戦前でございまして、今年の大会が100

周年の非常に伝統、歴史のある国際大会であります。夏季は陸上、バスケットボール、サッカーなどの20種目、冬季もスキー、スノーボードやアイスホッケーなど5種目あるんですけど、実はパラリンピックの認知度というのは98%ぐらいあります。オリンピックとほぼ時期が近いですし。最近、スペシャルオリンピックスという知的障がい者の皆さんの大会もございます。これは19.8%の認知度。パラリンピックは98.2%、こういう感じで、スペシャルオリンピックスも最近に認知度が上がってきたといってもまだ20%を切っている。5人に1人の方ぐらいしか知らないという感じなんですけど、デフリンピックの認知度に関しては11.2%という非常にまだまだ周知ができておりませんが、私は、昔というか、TSV四日市という四日市に3×3の3人制のプロバスケットボールチームがあるんですけど、以前そこに聴覚障がいの選手がいて、そこでそういうデフスポーツについていろいろ勉強させてもらって、このデフリンピックも知るようになったんですけど、まだまだ十分周知されていないこのデフリンピックの紹介、周知を今後どういうふうにしていくのかを、まずお聞かせください。

〔柗屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柗屋典子） 議員に御紹介いただきましたとおり、デフリンピックは、今年の11月に東京で、日本で初めて開催されます東京2025大会。こちらは70から80の国・地域から約3000人の選手が参加し、21競技が実施されて、三重県出身の選手も参加する予定というふうに聞いております。

この知名度が非常に低いというのは御紹介いただいたとおりでございます。大会の開催に向け周知・啓発に取り組む必要があるというふうに考えております。

県では、令和6年度から三重県障がい者スポーツ支援センターの特設ページによる広報ですとか、みえのスポーツフォーラムでの周知、民間企業が発行する広報紙への特集記事の掲載、映画「みんなのデフリンピック」の学校での上映など、様々な媒体や機会を捉えて周知に取り組んでいるところでございます。

今後も、デフリンピックの魅力を伝え、知名度向上を図るとともに、障がい者スポーツを応援・支援する気運が高まるよう取組を進めてまいります。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） こうして質問をさせていただいて三重テレビ放送に流すのも一つの告知だなと思って、今日は質問に取り上げさせていただきましたけれども、ぜひ周知のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

こうした国際大会のトップアスリートには三重県出身の選手もいますので、また応援に行きたいなというふうに思うんですが、こういう国際大会だけではなくて、日頃、三重県の中でも障がい者スポーツというのは取り組んでいただいていると思いますけれども、各聾学校や盲学校等々でも部活動でのスポーツがあるというふうに伺っていますし、三重県障がい者スポーツ協会を中心に取り組まれていますけれども、こうした三重県の日常の障がい者スポーツの充実と、そしてそこに民間企業との連携をどういうふうに挟んでいくか、ここも必要になってくるかなと思うんですが、ここの部分を教えていただければと思います。

〔枅屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（枅屋典子） 県では、スポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、県民の障がいに対する理解を深めるため、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けて取り組んでおります。

主な取組としましては、障がい者スポーツ大会ですとか初心者講習会の開催、それから地域におけるスポーツ教室とか体験会の開催に当たっての支援、それから競技団体の活動費用の補助などを行っております。

また、令和4年8月に設置しました三重県障がい者スポーツ支援センター、こちらを拠点に障がい者スポーツコンシェルジュによる相談支援ですとか、障がい者スポーツに関する情報収集、情報発信のほか、支援を必要としている競技団体とそうした団体や選手を応援・支援したいという企業とのマッチングに取り組んでいるところでございます。

このマッチング事業を通じまして令和6年度、今年度は、例えば視覚障が

い者がスマートフォンを活用して1人でランニングできることを目指す走行体験会が企業の協力の下、開催されております。

また、聴覚障がい者団体がデフリンピックのさらなる周知ができるよう、先ほどの答弁でも御紹介させていただきましたが、民間企業が出している広報紙を定期的に発行している企業とのマッチングを行って、特集記事の掲載が実現したところでございます。

今後も、三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、支援者の掘り起こしやさらなるマッチングを行い、官民一体となって障害者スポーツをする・みる・ささえる人を増やすことで、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組んでまいります。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

いろいろ取組をしていただいていますし、特に民間との連携をあえてお聞きしたのは、やはり障がい者スポーツに係る県の予算というのなかなか増えづらいところもあると思うんです。競技団体の活動の補助というのも答弁していただきましたけれども、なかなか難しいところは民間の力を借りてできないかということを考えています。

特に今年度の障害福祉サービス等の報酬改定で、実は就労継続支援B型事業所ですね、B型の施設がレクリエーションとか行事なんか、こういう生産活動を目的としないところに参加する場合、今までは開所日ということで、そこに連れて行く職員の日当を払えたんですけど、これは開所日として積算しないというふうに変わりましたので、そうするともうボランティアで連れて行くしかないんですね。中には、それやったらもう行かんとこにと、ふれあいスポレク祭ですとか、あとは県のみえ芸術文化祭、障がい者芸術文化祭もそうですけど、こういうときの付添いができなくなる可能性があります。

これは、もちろん県単独の予算で増やしてくれてなかなか難しいところを、逆に企業に声をかけて基金等をつくって、そこからの支援でこういったところに手当てをしていくとか、そういう官民連携の協力の仕方があるので

はないかなというふうに思っていますので、ぜひ県が音頭を取って、三重県の障がい者スポーツ協会がありますので、そことマッチングするとかというのをしていただければと思います。

これ、福井県の障がい者スポーツ協会なんかを見ていると、結構協賛企業がずらっと並んでいますので、そういう協賛企業を増やしていくという取組もぜひ県のほうでお願いしたいなというふうに思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。動き出せ！もう一つの駅前整備ということで、近鉄富田駅前の道路整備ということをお願いしたいというふうに思っています。

近鉄富田駅というのは、大体1日の乗降客数が1万3309人という県内有数の乗降客数を誇るターミナル駅です。東京に比べたらもちろん全然ですけども。でも、近鉄で言うと、近鉄四日市駅が3万9575人、これは令和5年の調査ですけども、津駅が2万4211人、桑名駅が1万8343人、それに次ぐ乗降客数でございます。4番目、白子駅は特急が止まりますけど1万1751人ということで、4番目なんです。

近鉄四日市駅は今、整備が進んでいます。津駅もこの前、大谷踏切が開通されましたけど、駅前、津西も含めて整備がこれから進んでいくのかなと思いますし、桑名駅前の整備も進んでいますけれども、近鉄富田駅も四日市市が西側にバスロータリーを整備されて自転車も置けるようになってかなり整備は進んできているんですが、その駅前から西に伸びる県道四日市鈴鹿環状線、都市計画道路の富田萱生線といいますが、ここの整備がまだ十分ではありません。

(パネルを示す) これをちょっと見ていただければと思いますが、これはある2月の朝の様子でございますけど、これはちょうど四日市高校の前なんです。左側の写真が富田駅側から西に向かって見た写真です。こちらに唯一歩道がありまして、今、こうして生徒たちが歩いています、右側が、これは同じ場所の反対車線に渡って撮った写真ですけど、見ていただくと、もう民家すれすれです。こういう道路に今なっています。大体幅員が7メートル

ルから広いところでも9.7メートル。

ここもキオクシアの最寄り駅ということでありますので、あそこは1万人の従業員がいますので、そこで三岐鉄道が18メートル近い連節バス、サンサンシャトルというのを先ほどのこの狭い道を走らせているわけです。ちょっとその写真はうまく撮れなかったので、人の顔が映り込みましたのでちょっとうまく撮れませんでした。このバスと同じように、こうして走っていますので想像していただければと思うんですが、非常に狭いところを走っていますので、ここの整備をぜひお願いしたいということを答弁、お願いいたします。

○副議長（小林正人） 答弁は簡潔に願います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（佐竹元宏） 都市計画道路富田萱生線の御紹介いただいた区間につきましては、路肩が狭く歩道も整備されていないことから、大型車両の通行や歩行者、自転車の利用において交通安全上、課題がございまして、四日市市からも道路拡幅の御要望をいただいております。県としても整備が必要と認識しております。

このことから、本年度は道路計画策定のための諸条件の整理を進めておるところでございます。

今後の取組でございますけれども、事業を進めるに当たっては、地元の理解を得ながら当地域におけるまちづくりの方向性と整合を図りまして、当路線に求められる道路機能等を有した道路計画としていくことが重要と考えておりまして、計画内容によっては都市計画変更も必要であると考えております。

また、市街地での道路整備となることから、建物等の移転に多額の事業費を要することが想定されるため、国の街路事業による事業採択が必要となることも考えております。

このため、まずは四日市市の協力を得ながら、道路計画の策定に向けた検討を進めていきたいと考えております。

〔12番 芳野正英議員登壇〕

○12番（芳野正英） ありがとうございます。

これにて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○副議長（小林正人） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明4日は、定刻より本会議を開きます。

散

会

○副議長（小林正人） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分散会